農業者の皆様へ

令和8年度

経営所得安定対策等の概要

農林水産省

はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」も措置しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各支援制度の理解をさらに深めていただけるように、支援制度の内容や、令和８年度における追加・変更点等を記載しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様におかれましては、農業経営の安定に資するよう、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組む際に、これらの支援制度を御活用ください。

目　　次

Ⅰ	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	１３
4	水田活用の直接支払交付金	１８
5	畑地化促進事業	２４
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	２５
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の提出	２６
8	小麦・大豆の国産化の推進	３０
9	経営所得安定対策等の実施体制	３１
10	申請される方が留意すべき事項	３２
11	対策の加入申請・交付手続	３３
12	交付金の交付スケジュール	４０
13	農業経営基盤強化準備金制度	４１
Ⅱ	収入保険・農業共済等の概要	４２
1	収入保険	４２
2	農業共済	４５
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ	４６
Ⅲ	需要に応じた生産・販売	４７
Ⅳ	本対策等交付金交付業務のデジタル化	５２
1	経安申請システムによる業務の効率化	５２
2	交付対象作物の現地確認業務の効率化	５４
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	５６

Ⅰ 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,924億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

数量払　生産量と品質に応じて交付

【令和８年産からの平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦（円/60kg）	二条大麦（円/50kg）	六条大麦（円/50kg）	はだか麦（円/60kg）	大豆（円/60kg）	てん菜（円/t）	でん粉原料用ばれいしょ（円/t）	そば（円/45kg）	なたね（円/60kg）
課税事業者向け単価	5,590	4,900	5,710	8,330	10,340	5,090	14,090	15,930	6,410
免税事業者向け単価	6,000	5,220	6,110	8,850	10,910	5,380	15,030	16,730	6,820

注1：てん菜の基準糖度は、15.7度
注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、18.8%

面積払　当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞

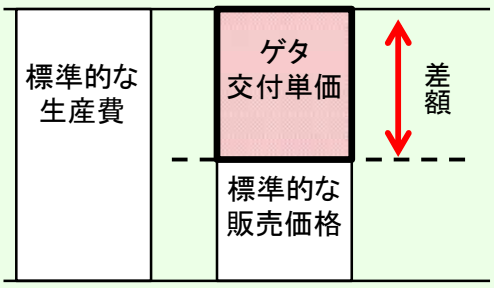

＜数量払と面積払との関係＞

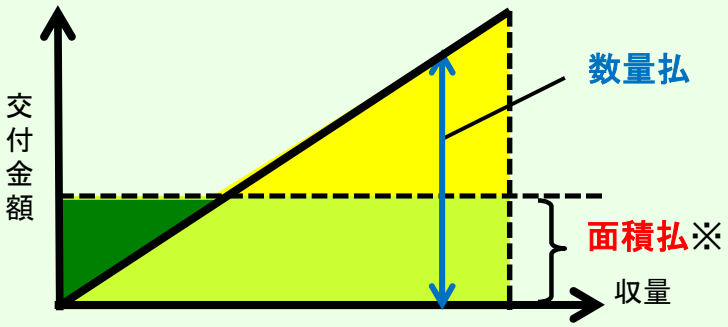

※ 数量払の交付の際に控除されます。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：468億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

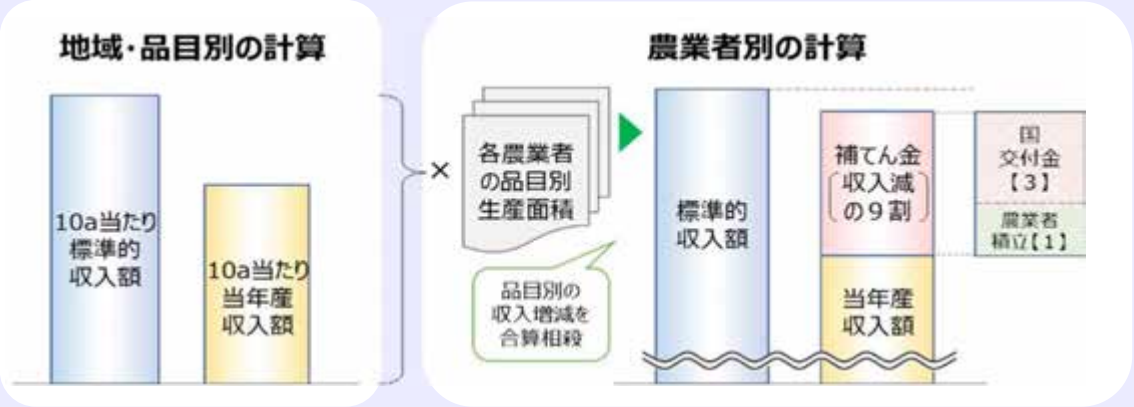

※積立金は掛け捨てではありません。

水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

（令和8年度予算概算決定額:2,612億円）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	2.0万円/10a
ＷＣＳ用稲	8.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1　多年生牧草について、収穫のみ行う年は１万円/10a
※2　飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

（令和8年度予算概算決定額:2,612億円の内数）
（令和７年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施）

畑地化促進事業

（令和7年度補正予算額:195億円）

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

畑作物産地形成促進事業:（令和7年度補正予算額:135億円）
コメ新市場開拓等促進事業:（令和8年度予算概算決定額:140億円）

実需者との結び付きの下で、対象作物の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

経営所得安定対策等推進事業等

（令和8年度予算概算決定額:70億円）

経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、衛星画像やドローン等の活用を含む作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積等にも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者（法人・個人）、集落営農（法人化したものを除く）、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も３要件（７ページ参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

麦・大豆等の対象作物の生産者であるにも関わらず、交付対象者となっていない方は、令和８年産に向けて農業経営改善計画等の申請や集落営農の組織化等を御検討ください。

（１）認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、営農している市町村（主な農用地や農業生産施設が所在する市町村）が定める基本構想（農業経営の目標とすべき水準）の達成に向けて、「農業経営改善計画」を作成し、市町村等の認定庁に申請します。

認定庁は、その計画の内容が基本構想に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。ただし、認定庁が計画に従って農業経営を改善するために取るべき措置を講じていないと認めるときは、その認定が取り消されることがあります。

～認定までの流れ～

農業者自らが「農業経営改善計画」を作成

↓

認定庁へ申請

↓

認定庁が認定

↓

認定農業者

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。

また、親子・夫婦等による共同申請での認定を受けることもできます。

認定庁とは

- 営農範囲が単一市町村の区域内のケース → 市町村
- 営農範囲が市町村をまたがるケース → 都道府県
- 営農範囲が都道府県をまたがるケース → 国

「農業経営改善計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

（２）認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから５年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。

市町村は、その計画の内容が、市町村の基本構想（農業経営の目標とすべき水準）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが「青年等就農計画」を作成

↓

市町村へ申請

↓

市町村が認定

↓

認定新規就農者

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

「青年等就農計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

（３）こんな集落営農が対象になります

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるためには以下の３要件を満たす必要があります。

① 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

② 対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

③ 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要です。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農（特定農業団体を除く。）は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ書類を提出

通知

市町村が判断

集落営農の法人化の取組を支援する事業があるよ！
事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併等の取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりすることに活用しよう！

※　市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は令和8年6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。
なお、申請手続については、33～39ページを参照してください。
また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,924億円）

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

（１）数量払　【交付単価は令和８年産から適用】

①　交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

○は種前にＪＡ等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。
○麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象となりません。
○てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。
○麦、大豆、そばは、農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたもの（11ページ参照）が対象です。

②　交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。
○面積払の交付を受けた場合、数量払の交付額から面積払の交付額を控除します。
○令和５年産から、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。
※免税事業者の確認方法については、10ページを参照してください。

小麦

品質区分（等級）		１等又は１等相当				２等又は２等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種（円/60kg）	課税事業者向け単価	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
	免税事業者向け単価	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
上記以外（円/60kg）	課税事業者向け単価	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
	免税事業者向け単価	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分
Ａ～Ｄランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分（等級）		１等又は１等相当				２等又は２等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦（円/50kg）	課税事業者向け単価	5, 050	4, 630	4, 510	4, 460	4, 190	3, 770	3, 640	3, 590
	免税事業者向け単価	5, 330	4, 910	4, 790	4, 740	4, 470	4, 050	3, 920	3, 870
六条大麦（円/50kg）	課税事業者向け単価	6, 060	5, 640	5, 510	5, 460	5, 030	4, 610	4, 490	4, 440
	免税事業者向け単価	6, 440	6, 020	5, 890	5, 840	5, 410	4, 990	4, 870	4, 820
はだか麦（円/60kg）	課税事業者向け単価	9, 300	8, 800	8, 650	8, 560	7, 730	7, 230	7, 080	7, 000
	免税事業者向け単価	9, 860	9, 360	9, 210	9, 120	8, 290	7, 790	7, 640	7, 560

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分
Ａ～Ｄランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分（等級）		１等又は１等相当	２等又は２等相当	３等又は３等相当
普通大豆（円/60kg）	課税事業者向け単価	11, 410	10, 720	10, 040
	免税事業者向け単価	11, 910	11, 220	10, 540

品質区分（等級）		合格又は合格相当
特定加工用大豆（円/60kg）	課税事業者向け単価	9, 360
	免税事業者向け単価	9, 860

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分
特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分（糖度）		←（+0. 1度ごと）	15. 7度	→（▲0. 1度ごと）
てん菜（円/t）	課税事業者向け単価	＋62円	5, 090	▲62円
	免税事業者向け単価	＋62円	5, 380	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←（+0. 1%ごと）	18. 8%	→（▲0. 1%ごと）
でん粉原料用ばれいしょ（円/t）	課税事業者向け単価	＋64円	14, 090	▲64円
	免税事業者向け単価	＋64円	15, 030	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

品質区分（等級）		１等又は１等相当	２等又は２等相当
そば（円/45kg）	課税事業者向け単価	16, 450	14, 340
	免税事業者向け単価	17, 280	15, 170

等級：容積重の違いや被害粒の割合等で区分

なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね（円/60kg）	課税事業者向け単価	6, 420	5, 680
	免税事業者向け単価	6, 850	6, 110

交付単価のイメージ

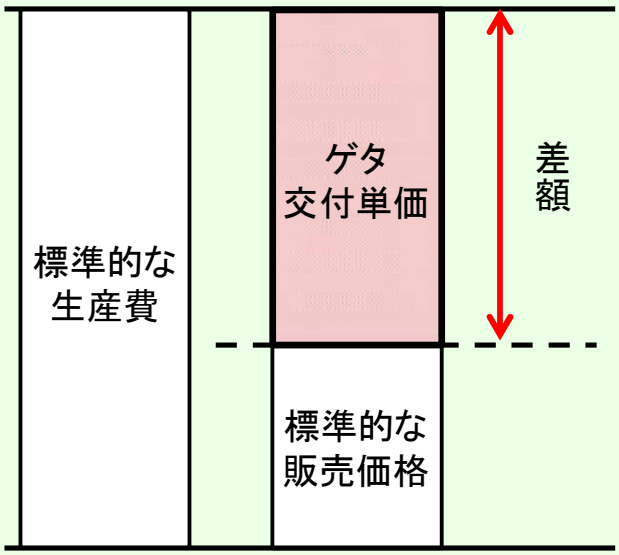

（参考）平均交付単価

【算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費（直近3年平均）}}{\text{単収（直近7年中最高・最低を除く5年の平均）}} - \text{販売価格（直近5年中最高・最低を除く3年の平均）}$$

対象作物	小麦（円/60kg）	二条大麦（円/50kg）	六条大麦（円/50kg）	はだか麦（円/60kg）	大豆（円/60kg）	てん菜（円/t）	でん粉原料用ばれいしょ（円/t）	そば（円/45kg）	なたね（円/60kg）
課税事業者向け単価	5,590	4,900	5,710	8,330	10,340	5,090	14,090	15,930	6,410
免税事業者向け単価	6,000	5,220	6,110	8,850	10,910	5,380	15,030	16,730	6,820

③　免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者であることの判断は、**2年前（2期前）の収入・売上が1千万円以下であることにより確認**します。（組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価が適用されます。）

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。

インボイス制度適格請求書発行事業者登録を行っている事業者及び免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には、課税事業者向け単価が適用されます。

確認に必要な書類

個人	○**2年前（※）の確定申告書（写）**等 ※令和8年産の申請の場合、令和6年分 ○営農開始後2年以内の方は、**個人事業の開業・廃業等届出書（写）**等
法人（人格なき社団含む）	○**2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書　（別表第1）（写）**等 ○設立初年度の方は、**法人設立届出書（写）**等 ○設立 2期目の方は、**法人設立届出書（写）**等 及び**前期の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表第1）（写）**等

確認書類の提出期限

令和8年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。

なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの（税務署が再発行するもの等）もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

④　農産物検査によらない品位等区分の確認

登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者（以下、「品位等確認主体」という。）が実施する、農産物検査の格付けと同等の確認が行われた対象畑作物も交付対象としています。

品位等確認主体について

★　**国が以下の要件を満たしていることを確認**した組織・個人等です。

① 農産物検査を実施する登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。

② 農産物検査の格付けと同等に品位等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

農産物検査によらない品位等区分の確認を受けるための手続

★　**交付申請時に申出書等を提出する必要**があります。**準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談**をお願いします。

【具体的な手続】

① 交付申請者は、**品位等確認主体に対して品位等区分の確認を事前に依頼**します。

② 品位等確認主体は、交付申請者の依頼（申出）を承諾する場合は、承諾書等を交付申請者に送付します。

③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、地域農業再生協議会又は地方農政局等に、**令和8年6月30日までに提出**してください。（過去に妥当性が認められた交付申請者でも申請年ごとに手続が必要です。）

④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、**品位等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知**します。

⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品位等確認主体は、交付申請者が生産・収穫した対象畑作物の品位等を確認します。

具体的な手続の流れ

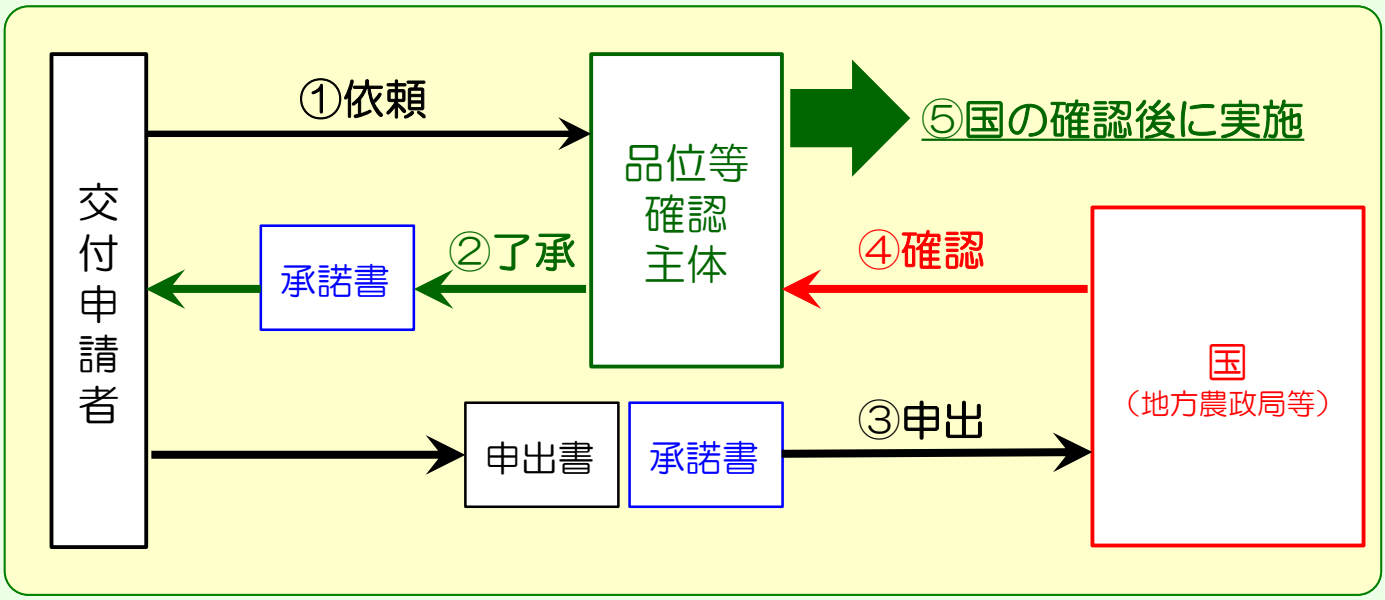

⑤　数量払の交付申請期限について

【大豆・そば】　　生産の翌年の４月30日
【大豆・そば以外の対象作物】　　生産の翌年の３月５日

（２）面積払（営農継続支払）

①　交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

②　交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

2.0万円/10a　（そばは1.3万円/10a）

※ 自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、面積払分が交付される場合があります。

③　交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

（参考）数量払と面積払との関係

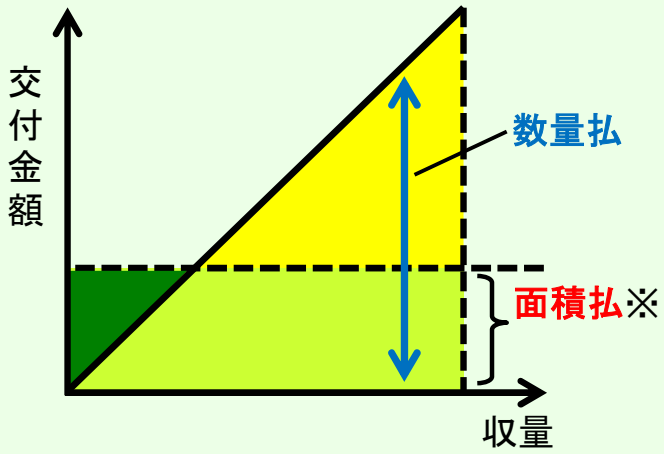

※数量払の交付の際に控除されます。

○　面積払は、対象畑作物を生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、**単に対象畑作物を作付けすれば交付されるものではありません**。このことから、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出した**単収が市町村等別の基準単収の２分の１未満の場合**、低単収となった**理由書とその証拠書類の提出**が必要となります。

地方農政局等は低単収となった要因が、

・真に自然災害等の不可抗力による減収
・もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
・適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、**提出された理由書等の内容を確認の上**、総合的に判断し、**面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定**します。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：468億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）
※交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

【対 象 作 物】米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（１）ナラシ対策の仕組み

○ 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

○ 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。

○ 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。

○ 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

交付金算定の概念

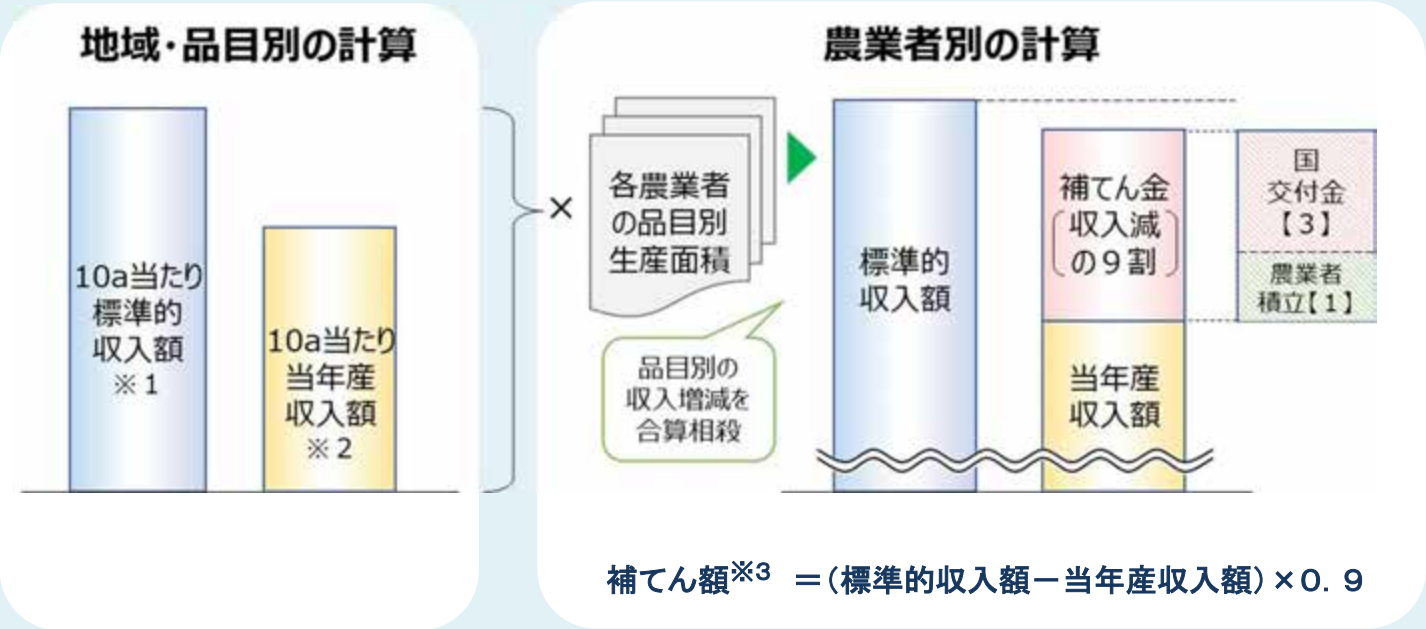

※1　直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額
※1、2　米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出
※3　補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

（2）ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

生産年

①　加入申請（積立て申出）

申請期間	**令和8年4月1日～6月30日**
内容	地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産予定面積等を記入した申請書等を提出する
提出書類	**・交付申請書（様式第1号）** **・出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）※** ※米生産予定の方のみ。場合により**契約数量が確認できる書類**を添付
（参考）収入保険・農業共済との関係	〈収入保険〉※ →自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償 ※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象。制度詳細は42～44ページを参照 又は 〈農業共済〉 →**自然災害**等による収穫量の減少を補償 ＋ 〈ナラシ対策〉 →**価格が下落した際等**に、収入の減少を補てん ○「収入保険とナラシ対策」、「収入保険と農業共済」は重複して加入不可 ○ナラシ対策は個別の災害補償に対応していないため、農業共済との同時の利用を推奨。

②　積立金の納付

納付期限	**～令和8年8月31日（月）**
内容	国から通知される積立額を納付する（振込手続きが納付期限までに完了する必要）
納付金額	国からの通知書に記載されている標準的収入額から、**10%又は20%のいずれか**の収入減少に対応する積立額を**選択**

生産年の翌年

③　補てん金の交付申請

申請期間	**令和9年4月1日～4月30日**
内容	地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産実績数量等を記入した申請書等を提出する
提出書類	**・ナラシの交付申請書（様式第10-1号）** **・米の生産実績数量の確認書類（16～17ページ参照）**

④　補てん金の算定・支払

交付時期	**令和9年5月下旬～6月頃**
内容	交付金算定の結果、支払いがある場合は、交付金は国から、積立金は各都道府県の積立金管理者からそれぞれ振り込まれる
積立額、補てん金の算定方法	・積立額は、国が農業者ごとの生産実績数量を地域の令和8年産単収で換算した 面積（面積換算値）に基づいて再計算し、確定 ・補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定 ・地域の令和8年産単収が平年単収の9割を下回った場合、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除

（3）積立額及び補てん額の算定例

①・②　加入時の積立金納付額の算定例

Aさん

【加入時】

生産予定面積
- 米　6ha
- 大豆　4ha

20%の収入減少に対応する積立額を納付する場合

品目	Aさんの生産予定面積（ha） ①	地域の10a当たり標準的収入額（円/10a） ②	Aさんの積立基準収入額（円） ③＝①×②	Aさんの積立金**納付額**（円） ④＝③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	**373,500**

※　積立額は、前年産からの繰越しがある場合、その繰越分を差し引いた額となります。
※　積立額の計算に用いる4.5%の内訳は
“ 20% × 補てん9割 × 補てん原資の農業者負担割合1/4 ”

③・④　交付申請後に確定する積立額の算定例

【交付申請時】
生産実績数量
- 米　25,000kg
- 大豆 8,000kg

の場合

品目	Aさんの生産実績数量（kg） ⑤	地域の当年産単収（kg/10a） ⑥	Aさんの生産面積換算値（ha） ⑦＝⑤÷⑥	Aさんの標準的収入額（円） ⑧＝⑦×②	Aさんの確定した**積立額**（円） ⑨＝⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				**7,050,000**	**317,250**

Aさんに**56,250円**（＝④373,500－⑨317,250）が返納されます。

④　補てん額の算定例

品目	Aさんの生産面積換算値（ha） ⑦	Aさんの標準的収入額（円） ⑧＝⑦×②	地域の10a当たり当年産収入額（円/10a） ⑩	Aさんの当年産収入額（円） ⑪＝⑦×⑩
米	5	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	800,000	24,000	960,000
計		**7,050,000**		**6,210,000**

Aさんの補てん額（円） ⑫＝(⑧－⑪)×9割	**756,000**

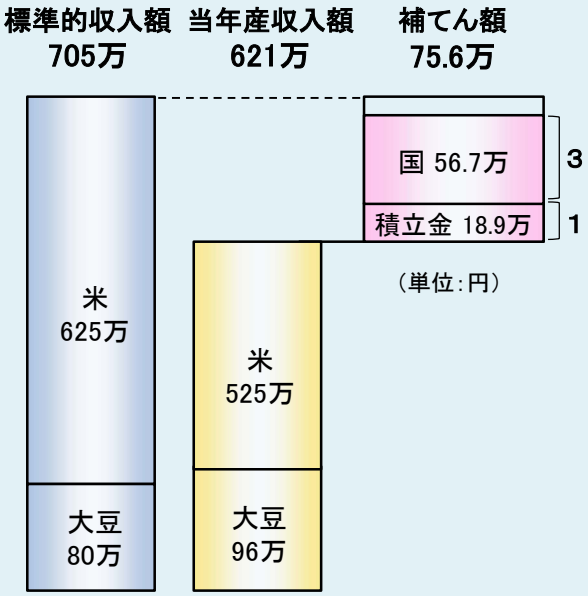

※　補てん額756,000円（⑫）の内訳は、3/4が国の交付金567,000円（⑬）、1/4がAさんの積立金189,000円（⑭）となります。
※　共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額（128,250円(⑨－⑭)）は、
翌年産の積立金の一部に充当されます。

（４）ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

○ 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定されています。

○ このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（令和８年６月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

農産物検査３等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子用は除く）で、

(1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の６月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産年の翌年の３月31日までに主食用として出荷・販売したもの

(2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の６月30日までに販売計画を作成し、生産年の翌年の３月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたもの

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年６月30日時点）。

(1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量

(2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ）出荷・販売契約数量等報告書

(1) ＪＡ等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
ＪＡ○○	○○kg
▲▲商店	▲▲kg

(2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	（参考）前年実績
①卸・小売	○○kg	○○kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

（1）は、原則、取引先ごとに６月30日時点の**契約数量**が**補てん対象の上限**となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

（2）は、実需と結びついているため、６月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の**販売数量**が**補てん対象の上限**となります。（当面の取扱い）

注1） (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
注2） (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。
注3） 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

○　米については、生産年の翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類の提出が必要です。

（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）

○　令和4年産から農産物検査制度において「水稲うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。

○　農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）

② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）

③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定

④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

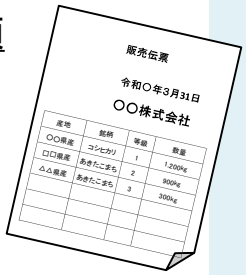

農産物検査を受検した場合	上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能 ・３等以上に等級格付けされたもの ・水稲うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

注）確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例１　農産物検査で等級格付された米

・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
・農産物検査結果通知書（３等以上）

確認書類の提出例２　農産物検査で機械鑑定した水稲うるち玄米

・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
・農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの）

確認書類の提出例３　農産物検査を受検しない米

・①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（取引相手との合意がない等一方のみの追記は不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

4 水田活用の直接支払交付金

（令和８年度予算概算決定額：2,612億円

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援します。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

（２）支援内容

① 戦略作物助成

➢ 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、ＷＣＳ用稲、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	2.0万円/10a
ＷＣＳ用稲	8.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a※2

※1　多年生牧草について、収穫のみ行う年は１万円/10a
※2　飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

＜飼料用米（多収品種）・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）＞

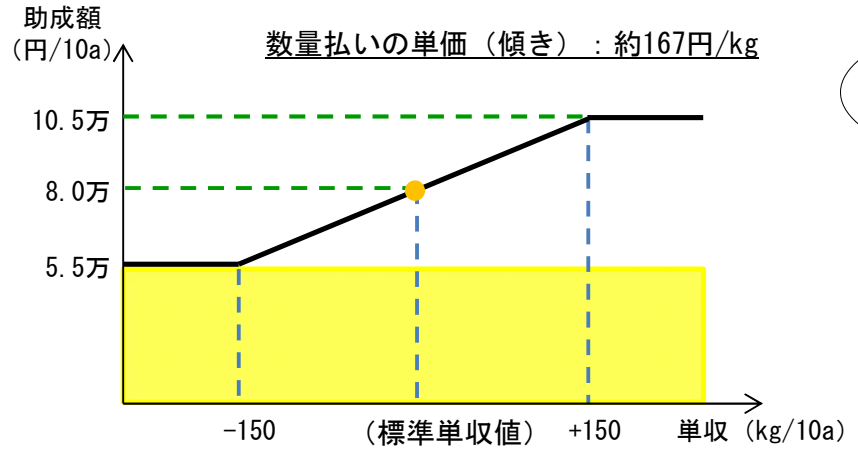

・　数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。　※　ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票等による確認

・　標準単収値については、地域の合理的な単収（都道府県農業再生協議会が市町村または地域農業再生協議会ごとに定めている単収）と当年産の作柄（作柄表示地帯別）を用いて算出されます。

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

標準単収値　＝　地域の合理的な単収　×　当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量 ／ ふるい目1.70mm以上の10a当たり収量の前年産までの5か年中3か年平均値（最高値及び最低値を除く）

（小数点以下切り上げ）

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。

イメージ図

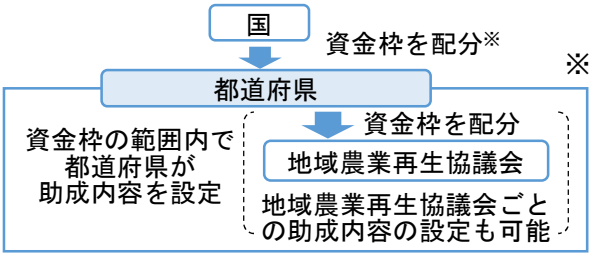

※ 作付転換の実績や計画等に基づき配分

- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※ （３年以上の新規契約を対象に令和８年度に配分）	１万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
  ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
  ② 経営所得安定対策等の趣旨を損なうような助成としないこと
  （例：品位の低いもののみへの加算）
  ③ 主食用米、備蓄用米、不作付地への助成は行わないこと　等

適切な使途設定の徹底

- 単価設定の根拠を明示
  各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと
- 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定等、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう支援内容を継続的に見直し
  ・必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
  ・転換初年度の単価を高くし、２年目以降は引き下げる　等

水田収益力強化ビジョン

- 高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

○ 主な規定項目

- 作付の現状、地域が抱える課題
- 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- 作物ごとの取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- 作物ごとの３年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- 使途ごとの３年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標）　等

※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出
※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

③　都道府県連携型助成

➢　都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

（令和8年度予算概算決定額:2,612億円の内数）
（令和７年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施）

➢　水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）に要する経費を支援します。

①　畑地化支援※1　　７万円/10a
②　定着促進支援（①とセット）
　　2.0万円（3.0万円※2）/10a×５年間
　　または
　　10.0万円/10a　（15.0万円※2）/10a（一括）
③　産地づくり体制構築等支援
④　子実用とうもろこし支援※3（1.0万円/10a）

※1　対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き 等
※2　加工・業務用野菜等の場合
※3「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

水田農業高収益化推進計画

➢　「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

〇　都道府県・産地段階の推進体制・役割
〇　都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
　・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
　・活用予定の国の支援策や実施地区
　・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク　等

（支援イメージ）

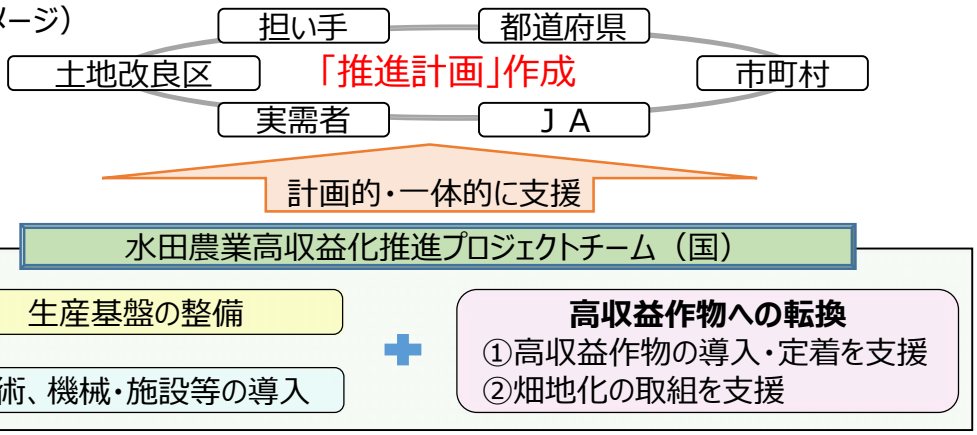

（３）令和８年産における水田活用予算の拡充・見直し全体像

【 令和７年産 】

水田活用の直接支払交付金【Ｒ７当初】

〇戦略作物助成、産地交付金等
・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円
（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円
（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
・新市場開拓用米の複数年契約※：１万円/10a　等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

〇畑地化促進助成
※①～③はR６補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
①畑地化支援、②定着促進支援 、
③産地づくり体制構築等支援、
④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【Ｒ６補正】

〇畑地化支援 ：10.5万円/10a
〇定着促進支援：2.0（3.0※）万円/10a
×５年間　※加工・業務用野菜等
〇産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援
：１協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援
：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【Ｒ６補正】

・対象作物：麦、大豆、高収益作物、
子実用とうもろこし
・支援単価：４万円/10a
（Ｒ８年に畑地化する場合は4.5万円/10a ）

コメ新市場開拓等促進事業【Ｒ７当初】

・対象作物：①新市場開拓用米、
②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種）
・支援単価 ：①４万円/10a、
②３万円/10a、
③９万円/10a

【 令和８年産 】

水田活用の直接支払交付金【Ｒ８当初】

〇戦略作物助成、産地交付金等
・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価6.5万円（収量に応じて5.5～7.5万円/10a）
・新市場開拓用米の複数年契約※：１万円/10a　等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

〇畑地化促進助成　※①～③はＲ７補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
①畑地化支援、②定着促進支援、
③産地づくり体制構築等支援、
④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【Ｒ７補正】

〇畑地化支援　：７万円/10a
〇定着促進支援：2.0（3.0※）万円/10a×５年間　※加工・業務用野菜等
〇産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：１協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援　：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【Ｒ７補正】

・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
・支援単価：４万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業【Ｒ８当初】

・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種の限定を外し、対象品種を拡大）
④酒造好適米
・支援単価：①４万円/10a※、②３万円/10a※、③９万円/10a※、
④取組年数に応じて最大３万円/10a
※多収品種を作付けする場合は0.5万円/10a加算
・その他　：取組メニューに「高温耐性品種の作付け」を追加

（４）令和６年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和６年産から、多収品種を基本とする支援体系へ転換します。
- 令和６年産以降は、一般品種について、引き続き支援対象とするものの、令和６年産～８年産にかけて支援水準を段階的に引き下げます。

	令和６年産	令和７年産	令和８年産
一般品種	・数量に応じて、5.5～9.5万円/10a（標準単価　7.5万円/10a） or ・単価7.5万円/10a	・数量に応じて、5.5～8.5万円/10a（標準単価　7.0万円/10a） or ・単価7.0万円/10a	・数量に応じて、5.5～7.5万円/10a（標準単価　6.5万円/10a） or ・単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10ａ（従来どおりの単価）
※多収品種の種子の確保に向けては、産地づくり体制構築等支援が活用可能です。

（5）「５年水張りルール」について

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）【抄】

（１）水田政策の見直し

➢　水田政策を、令和９年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。

このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めません。

※　現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします。

連作障害を回避する取組

➢ 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
➢ 土壌に係る薬剤の散布
➢ 後作緑肥の作付け
➢ 病害虫抵抗性品種の作付け
➢ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

※　たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には交付対象外

（6）飼料用米の申請項目の変更について

➢　飼料用米の数量払いについて、これまでは、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7㎜のふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふるい下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。
➢　令和５年度からは、収量の申請項目を1.70㎜のふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。
➢　数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。

※　飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。
ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70㎜ふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

５年産からの運用

【数量報告書】

収穫量の内訳を追加

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上※	ふるい下※
農業者Ａ	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者Ｂ	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者Ｃ	一括	10a	586kg	536kg	50kg
・・・	・・	・・	・・・	・・・	・・・

合計収量のうち
ふるい上の米により単価を計算

※地域のふるい下の発生率で計算可

（参考）令和８年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得（10a当たりのイメージ）

【 都道府県連携型助成 】
県の独自支援への
上乗せがあった場合
※ R8での拡大分
※ 最大10千円/10a

国：5
県による支援：5

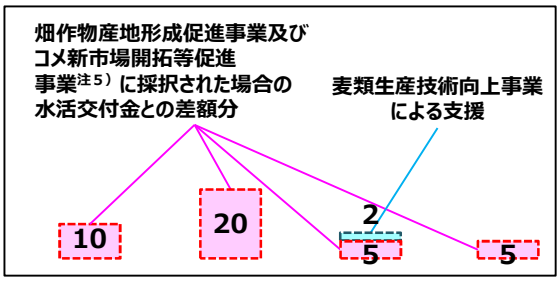

（単位：千円／10a）

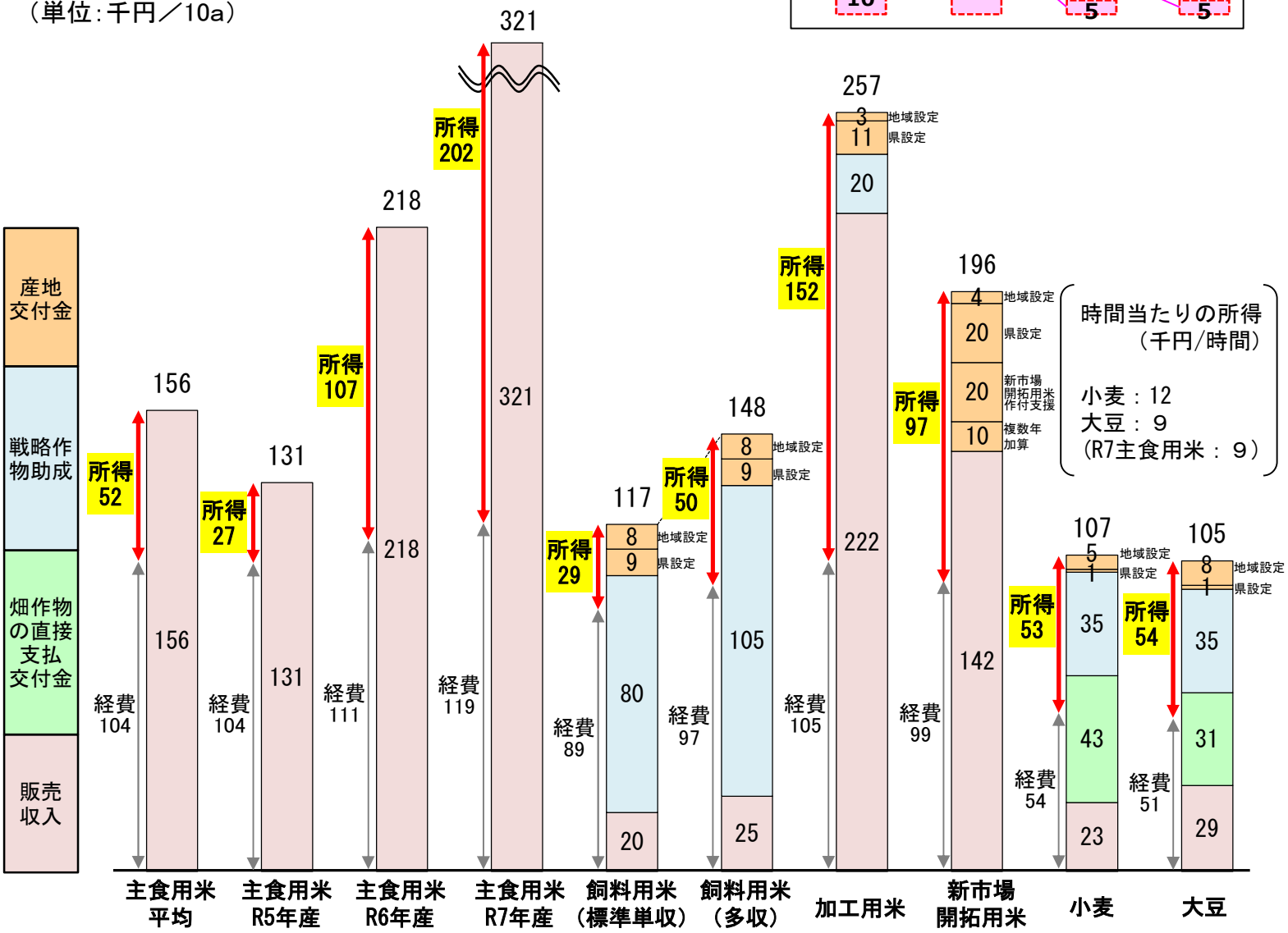

	主食用米平均	主食用米R5年産	主食用米R6年産	主食用米R7年産	飼料用米（標準単収）	飼料用米（多収）	加工用米	新市場開拓用米	小麦	大豆
労働時間（時間/10a）	22	22	21	21	21	23	21	21	5	6

注１）販売収入
- 主食用米の販売収入は、令和５、６年産については当年産通年平均（出回り～翌年10月）の相対取引価格（相対取引価格はいずれも全銘柄平均、以下同じ）から算定。また、令和７年産については令和７年産（出回り～12月）の相対取引価格から算定。主食用米平均については、直近５か年（令和３～７年産）の相対取引価格から最高値と最低値の年を除いた３か年の平均で算定。
- 飼料用米の販売収入は、令和６年産の取組事例のデータを用いて算定。
- 加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、令和７年産の取組事例のデータを用いて算定。
- 小麦、大豆の販売収入は、令和３年産から令和５年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。

注２）畑作物の直接支払交付金
- 畑作物の直接支払交付金の平均交付単価については、免税事業者向け平均交付単価（小麦6,340円/60kg、大豆9,840円/60kg）。

注３）産地交付金
- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和７年計画ベース（６月末）の平均交付単価。
- 新市場開拓用米の複数年契約加算は、３年以上の新規の複数年契約のみ対象（コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象）。

注４）経費及び労働時間
- 経費は農産物生産費統計の全国平均（麦、大豆は令和３～５年産の平均、主食用米平均は令和２～６年産から最高値と最低値の年を除いた３か年の平均、令和５年産主食用米は令和５年産、その他は令和６年産）及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
- 飼料用米の単収が標準単収値＋150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

注５）その他支援
- 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業単価（麦・大豆・新市場開拓用米：４万円/10a、加工用米：３万円/10a）と、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦・大豆：3.5万円/10a、加工用米：２万円/10a）・産地交付金（新市場開拓用米：２万円/10a）との差額。
- 麦類生産技術向上事業において、産地が実施する施肥・防除体系の構築等の取組について、事業に採択された場合に支援（0.2万円/10a以内）。

※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

5 畑地化促進事業

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

支援内容

（令和７年度補正予算額：195億円）

畑地化支援・定着促進支援

➢ 畑地化支援

水田を畑として利用し、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の本作化に取り組む農業者を支援します。

➢ 定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

対象作物	１ 畑地化支援 （令和８年産単価）	２ 定着促進支援 （令和８年産単価）
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）	７万円/10a	・ 2.0(3.0※1)万円/10a×５年間 または ・ 10.0(15.0※1)万円/10a（一括）

※１ 加工・業務用野菜等の場合

注： 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

産地づくり体制構築等支援

➢ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等※2）に要する経費を支援します。

（定額（１協議会当たり上限300万円））

※２ 借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

➢ 土地改良区決済金等支援

令和８年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（上限25万円/10a ））

6 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、対象作物の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

1 畑作物産地形成促進事業

（令和７年度補正予算額：135億円）

① 支援内容

➢ 産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	４万円/10a

➢ 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

➢ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から１つ以上を含めた３つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進　②新たに導入した品種に応じた施肥　③難防除雑草対策　④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測　⑤効率的・効果的な施肥　等　（※これら取組とともに「赤カビ病の防除」の実施が必要）
大豆	①大豆300A技術　②難防除雑草対策　③土壌診断等を踏まえた土づくり　④新品種の導入　⑤効率的な施肥　⑥均平作業（傾斜均平）　⑦摘心栽培　⑧畝間かん水　⑨化学肥料の使用量削減　等
高収益作物	①生物農薬の導入　②農薬によらない病害虫対策　③農薬によらない土壌消毒　④農薬のドリフト対策　⑤化学肥料の使用量削減　⑥化学農薬の使用量削減　⑦新品種の導入　⑧排水対策　等
子実用とうもろこし	①排水対策　②均平作業（傾斜均平）　③堆肥の利用　④農薬によらない病害虫対策　⑤生物農薬の活用　⑥難防除雑草対策　⑦化学肥料の使用量削減　⑧化学農薬の使用量削減　等

2 コメ新市場開拓等促進事業

（令和８年度予算概算決定額：140億円）

① 支援内容

➢ 産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

対象作物（交付単価）
新市場開拓用米※（４万円/10a）、加工用米※（３万円/10a）、米粉用米※（９万円/10a）、酒造好適米（最大３万円/10a） ※多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（「多収品種の作付け」＋３つの取組を行うこと）

➢ 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

➢ 酒造好適米支援：

- 生産性向上等の取組年数に応じて「１年あたり１万円/10a×最大３年間」を令和８年度に一括で支援
- ①農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、②集荷業者を挟む場合には、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていることが必要
- ３年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定することが必要

② 対象となる主な取組メニュー

➢ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、３つ以上の取組を行うことが必要

①直播栽培　②疎植栽培　③高密度播種育苗栽培　④プール育苗　⑤温湯種子消毒　⑥効率的な移植栽培
⑦作期分散　⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の作付け　等

【両事業についての留意事項】
※１　令和８年産の基幹作が対象です。
※２　農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
※３　麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
※４　本支援の対象となった面積は、令和８年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）、加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

注：　畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

7 加工用米及び新規需要米の取組計画の提出

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、６月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画書』を提出してください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、27ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。

取組計画の提出時の留意事項

● 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に６月30日までに提出**してください。
なお、取組計画書の提出後の需給状況の動向等を踏まえて、取組計画の内容を変更したい場合には、実需者等の契約相手方の同意を前提に、**８月20日までに最寄りの農政局等に提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、交付金の対象となりませんので、**提出期限は厳守**してください。なお、加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は各自保管し、求めがあった場合には提出できるようにしてください。

【「取組計画」に必ず添付する書類】

① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した**「法令違反等がないこと」、「買い受けた米を他の用途に転用しないこと」等に係る誓約書**

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「区分管理方式」を選択する場合、農業者が作成した**「区分管理計画書」**

② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した**「ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと」等を誓約した誓約書**

③ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。

④ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから
⇒ http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/

重 要　加工用米及び新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。

（１）出荷時の留意事項

● 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。

① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷**（※）してください。

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金を支払いません。関係法令等に基づく措置等も執られます。（28ページ参照）

② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動等による変更を行うことができます。（以下の（２）参照）

● 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（29ページ参照）

● 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

（２）「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

● 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動等が生じた場合**は、以下の算出方法により**契約数量を変更することができます**。

① 作柄変動が生じた場合（契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯別の単収を用いて算出）

・**当初の契約数量×（当年産の作柄表示地帯別の単収／前年産までの作柄表示地帯別の単収の５か年中３か年平均値（最高値及び最低値を除く））**※１

（上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる）

※１　ふるい目幅1.70㎜ベースの単収

② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合

・**当初の契約数量×（当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収**※２）

※２　当該農業者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収

③ 自然災害等により減収した場合

・**当初の契約数量－（加工用米等生産予定面積／全ての水稲作付面積×減収量**※３）

※３　農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

（３）加工用米及び新規需要米の用途の変更手続

● 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途に供することが原則**ですが、

① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、

② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。

● なお、**承認を受けずに他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意**してください。

（４）こんな行為は違反です！

● 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**

● 主食用米から発生した**「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷**

● 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**

● 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」を他の用途に販売**

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。

（５）不適正な出荷が行われていた場合

● 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**

② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付**

③ **一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（**捨てづくり**が確認された場合も同様）

等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

● 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

＜罰則＞
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。

② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、

a. 紙袋等の包装に用途を表示
（米粉用米は粉、飼料用米は飼、加工用米は加、その他用途は、その用途に即して輸出用等と表示）

b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

＜罰則＞
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、３年間保存する必要があります。

記録事項

品名、産地※1、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途※2 等

※１ 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

※２ 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

（参考）米トレーサビリティ法の産地情報の伝達

事業者間※における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をＪＡや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

＜罰則＞
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法 検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

8 小麦・大豆の国産化の推進

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、施肥・防除体系の構築等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンター等の再編集約・合理化**や民間主体の**一定期間の保管**等、**新たな生産・流通モデルづくり**や更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

（令和７年度補正予算額：50億円、令和８年度予算概算決定額：0.4億円）

1．国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策（麦類生産技術向上事業）

麦の生産性向上を目指す産地に対し、**施肥・防除体系の構築等**を支援します。

② 流通対策

ア 麦・大豆供給円滑化推進事業

国産麦・大豆を**一定期間保管**するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。

イ 新たな生産・流通モデルづくり事業

麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、**新たな生産・流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策（麦・大豆利用拡大事業）

国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

①生産対策

麦の施肥・防除体系の構築
（定額（2,000円/10a以内））

生産性向上の推進（定額）

②流通対策

- ストックセンター等の整備（1/2以内）
- 一定期間の保管等（定額、1/2以内）
- 新たなモデルの実証（定額、1/2以内）

③消費対策

新商品の開発等（定額、1/2以内）

麦・大豆の国産化を一層推進

（令和７年度補正予算額：20億円）

2．新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち ストックセンターの再編集約・合理化

➢ 産地と実需が連携して国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、ストックセンターの再編集約・合理化等を支援します。

9 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等（ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金）は、国が対象となる取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。

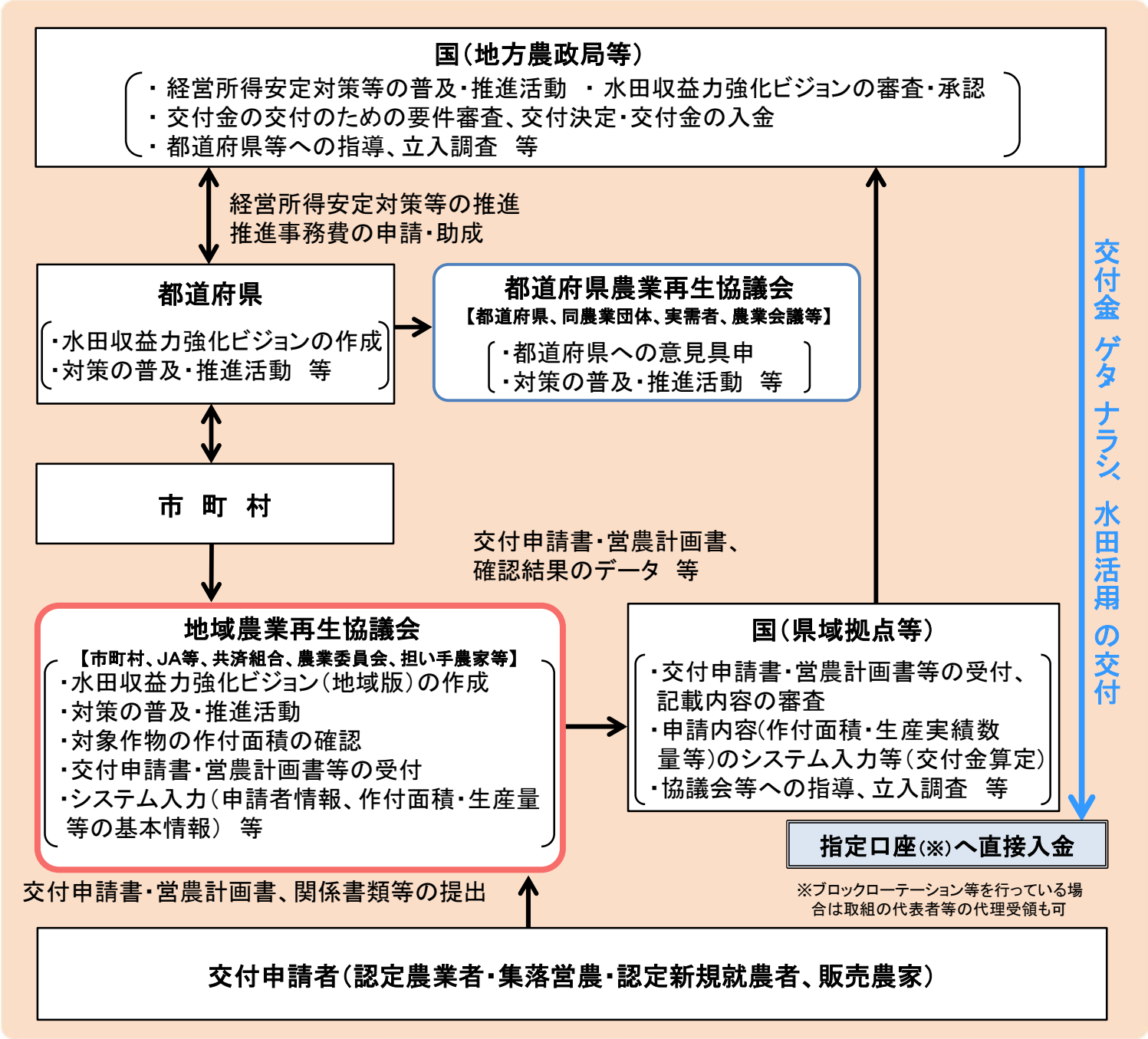

（参考）地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,570ヶ所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表等の農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容（追加・変更点等）や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

10 申請される方が留意すべき事項

（１）適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。

② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。

- 新市場開拓用米、加工用米
  当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の８割に満たない
- 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
  交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
- ゲタ対策の面積払の交付金
  交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の１／２に満たない
- 飼料作物、ＷＣＳ用稲
  交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県ごと）等の１／２に満たない
- その他の作物（ゲタ対策の面積払の対象作物を除く）
  近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して**明らかに収量が低いと判断される**

③ 自然災害等の合理的な理由がない等、**適切な生産が行われていない可能性が高い**と判断された場合には、**交付金は交付されません**。また、既に**交付済みの交付金**は、**返還していただきます**。

（２）農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、**農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできません**ので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、ＪＡ、市町村農業委員会にお問い合わせください。

（３）農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

① 相　　続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
② 合　　併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

11 対策の加入申請・交付手続

（1）「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を令和８年６月30日までに、**最寄りの地域農業再生協議会**（市町村、ＪＡ等）**又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出**する必要があります。

申請者		提出先窓口
農業者	→	地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）又は国（地方農政局、県域拠点等）

交付申請に関する誓約事項･個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認してください。誓約事項に**違反した場合は、交付金の返還等、厳正な措置**が執られます。
- また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄に✓を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第１号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1　経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和４年３月25日付け３農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。
　また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。
（　なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

2　**出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管**し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

3　以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
（　この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

（1）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合

（2）正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合

（3）営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合

（4）**必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む**場合

（5）**地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない**場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

4　**交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合**は、原則として、**交付金が交付されない**場合があることに異存ありません。

様式第１号別添１

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。
　なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注１）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注２）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。
　また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化

どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！

（2）交付申請書の記載例

様式第1号（表面）

申請者の押印は不要です。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和　8　年産

☑ 継続　☐ 新規

農林水産大臣　殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日	年　月　日	
① 交付申請者欄	フリガナ	ノウリン　タロウ
	氏名又は法人・組織名	農林　太郎
	フリガナ	
	代表者氏名（法人・組織のみ）	
	住所	（〒　123　－　4567　） 東京都千代田区霞が関1－2－1
	登録済の振込口座	☐ 変更なし　☐ 新規　☐ 変更あり

生年月日：☐ 大正　☐ 昭和　☐ 平成　年　月　日

経営形態：☐ 個人　☐ 集落営農　☐ 法人

法人番号

認定状況：☐ 認定農業者　☐ 認定新規就農者　☐ ゲタ・ナラシ対象集落営農　☐ 認定なし

※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

電話番号（※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可））：0120－3456－789

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の☐に✔してください）
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面（様式第1号B）にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請		収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
本年産の申請	☑ する	☐ しない	☑ する	☐ しない
前年産の申請状況	無		無	

※ ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※ 既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	☑ する	「する」の場合、申請する事業の☐に✔してください。 ☑ 水田活用の直接支払交付金　☐ コメ新市場開拓等促進事業 ☐ 畑作物産地形成促進事業　☐ 畑地化促進事業	☐ しない
前年産の申請状況	無		

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
（様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☐に✔してください。）

☑ 過去1年（新規申請者除く）及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ 個人情報の取扱い（様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、☐に✔してください。）

☑ 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

【地域協議会等】　【地方農政局等】

交付申請者管理コード

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に☑チェックしてください。

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

氏名、住所を記入してください。
氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
訂正が必要な場合は訂正してください。

「新規」又は「変更あり」の方は、振込口座の通帳表紙の裏表の写し等の口座情報が確認できる書類を提出してください。

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に☑チェックしてください。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☑チェックしてください。

「個人情報の取扱い」をご確認の上、☑チェックしてください。

次に続きます

様式第1号（裏面）

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

様式第1号B

令和　8　年産

〒　　年　月　日

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に作付けを予定している品目の「あり」に☑チェックしてください。

確認事項に☑チェックしてください。

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✔	☑ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。	
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✔	☑ 2年以上	□ 2年未満

【個人又は法人が記載】※該当に✔			【集落営農が記載】※該当に✔			
収入保険の加入状況	☑ 加入している	□ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）	☑有（ 10 人）		□無
前年の税務申告の状況	□ 白色申告	☑ 青色申告	前年の税務申告の状況（組織としての状況を記載）	□ 各構成員が申告（組織として申告なし）	☑ 青色申告	□ 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

該当する項目に☑チェックしてください。
①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。
②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に☑チェックしてください。

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✔

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号（営農計画書）に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用（ビール用麦等）、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物			作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の収穫後交付を希望
麦	小麦	春まき	□ あり	□ する
		秋まき	☑ あり	□ する
	二条大麦		□ あり	□ する
	六条大麦		□ あり	□ する
	はだか麦		□ あり	□ する
大豆			☑ あり	□ する
そば			☑ あり	☑ する
なたね			□ あり	□ する
てん菜			□ あり	□ する
でん粉原料用ばれいしょ			□ あり	□ する

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後（収穫量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✔してください。

作付け「あり」に☑チェックした方で収穫量の確定後に面積払交付金を受けたい方は、「する」に☑チェックしてください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✔

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☑	免税事業者向け単価	□	課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外）

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。なお、インボイス登録事業者は、課税事業者向け単価に☑チェックしてください。（10ページ参照）

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 ㎡
秋期には種する小麦		7,025 ㎡
大豆		4,022 ㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

※対象作物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記載してください。
※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに✔

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

□	10%	☑	20%

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

【地域協議会等】　【地方農政局等】

（３）営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。

年産における農地の利用計画を申請します。

（　　年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ	ノウリン　タロウ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
		農林　太郎			
住所	（〒　　－　　）			電話	012-345-6789
				FAX	
				経営形態	□　個人　□　集落営農　□　法人

【農業共済加入状況（加入予定）記入欄】
加入している又は加入予定の場合は「○」を付けてください。

農業共済加入状況（含加入予定）記入欄
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入

農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
○	○	○	○		

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式

R4・R5開始	一括交付方式	○	分割交付方式	
R6開始	一括交付方式	○	分割交付方式	
R7開始	一括交付方式	○	分割交付方式	
R8開始	一括交付方式	○	分割交付方式	

【コメ新市場開拓等促進事業のうち酒造好適米支援】
コメ新市場開拓等促進事業のうち酒造好適米支援に取り組む場合は、取組年ごとに対象面積を記入してください。

【畑地化促進事業のうち定着促進支援】
畑地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

高収益作物定着促進支援	対象面積	a	㎡	a	㎡	a	㎡	R4

コメ新市場開拓等促進事業関係

	取組年	R8		R9		R10	
酒造好適米支援	対象面積	29 a	9 ㎡	29 a	9 ㎡	29 a	9 ㎡

※　コメ新市場開拓等促進事業に酒造好適米として、申請した各年の面積を記入すること。

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係

高収益作物定着促進支援	開始年	R4		R5		R6		R7		R8	
	対象面積※	a	㎡	a	㎡	a					
畑作物定着促進支援	開始年	R4		R5		R6					
	対象面積	a	㎡	37 a	45 ㎡	a					

※　R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、

【交付対象農地区分】
水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「１」、交付対象外水田は「２」です。畑地は「３」です。
地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び

	農地の番号 耕地番号	分筆番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分（注1）	水稲作付最終年（注2）	作期（注3）	面積（本地面積）	作物作付面積（注4）	作物名（注5）	は種の有無（注6）	自家消費該当	多収品種（注7）	品種名	地権者（権原を有す 住所地・
ほ場	0001	0001	上野1	1	R4	1	80 a 25 ㎡	80 a 25 ㎡	主食用米					
	0002	0001	上野2	1		1	11 a 29 ㎡	11 a 29 ㎡	飼料作物（子実用とうもろこし）					
	0003	0001	上野3	1		1	41 a 29 ㎡	41 a 29 ㎡	WCS用稲					
	0004	0001	上野4	1		1	100 a 25 ㎡	100 a 25 ㎡	飼料用米			1	オオナリ	
	0005	0001	上野5	2		1	40 a 22 ㎡	40 a 22 ㎡	大豆					
	0006	0001	上野6	1		2	17 a 55 ㎡	17 a 55 ㎡	小麦					
	0007	0001	中野1	1		1	17 a 55 ㎡	17 a 55 ㎡	そば					
						1	6 a 23 ㎡	6 a 23 ㎡	白菜		○			
						1	12 a 29 ㎡	12 a 29 ㎡	ブルーベリー					
						1	30 a 33 ㎡	30 a 33 ㎡	なたね					
						1	37 a 45 ㎡	37 a 45 ㎡	大豆					
						1	50 a 25 ㎡	50 a 25 ㎡						
	0013	0001	下町1	1		1	33 a 33 ㎡	33 a 33 ㎡						
							9 ㎡	29 a 9 ㎡						
							40 ㎡	20 a 40 ㎡						
							11 ㎡	30 a 11 ㎡						
							20 ㎡	50 a 20 ㎡	新市場開拓用米					
							10 ㎡	40 a 10 ㎡	飼料作物（牧草）	○				

【作期】
二毛作の場合は「２」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを裏作とするときは、小麦の作期を「１」、そばの作期を「２」と記入してください。

【作物名、は種の有無】
作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物（牧草）と記入し、当年度において、は種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を付けてください。

【水稲作付最終年】
前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。（ただし、令和３年度以前の水稲作付最終年の記入は不要）例えば、令和４年度に水稲を作付けた場合には、令和８年度の営農計画書提出時に「Ｒ４」と記入してください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください（記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。）。

営農計画書

令和　　年産	申請年月日	令和　年　月　日

水稲を作付される方は、
用途別に記入してください。

水稲単収	kg/10a

水稲用途別作付面積

用　途	農業者記入欄 出荷・販売契約数量	農業者記入欄 生産予定面積 a	生産予定面積 ㎡
主食用米	4,013 kg	80	25
（※1）醸造用玄米	1,455 kg	29	9
うちコメ新市場事業対象	1,455 kg	29	9
備蓄米	kg	a	㎡
（※2）（※3）加工用米①	1,506 kg	30	11
うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a	㎡
うちコメ新市場事業対象	1,506 kg	30	11
うち多収品種加算対象	1,506 kg	30	11

用　途	農業者記入欄 出荷・販売契約数量	農業者記入欄 生産予定面積 a	生産予定面積 ㎡
（※3）新市場開拓用米	2,511 kg	50	22
うちコメ新市場事業対象を除く	2,511 kg	50	22
うちコメ新市場事業対象	kg	a	㎡
うち多収品種加算対象	kg	a	㎡
（※3）米粉用米	kg	a	㎡
うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a	㎡
うちコメ新市場事業対象	kg	a	㎡
うち多収品種加算対象	kg	a	㎡
飼料用米（生もみ除く）　多収品種	5,025 kg	100	25
飼料用米（生もみ除く）　多収品種以外	kg	a	㎡
飼料用米（生もみ）　多収品種			
飼料用米（生もみ）　多収品種以外			
WCS用稲	12,000 ロール	41	29
青刈り稲		a	㎡
合　計		a	㎡

（※2）新規需要米②

【酒造好適米】
コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入してください。

【加工用米、新市場開拓用米、米粉用米】
コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積と、申請した数量・面積をそれぞれ記入してください。

※1　醸造用玄米について、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に、酒造好適米として申請した数量・面積を記入すること。

※2 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。

※3　米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。また、「うち多収品種加算対象」欄には、多収品種加算を申請した数量・面積を記入すること。

本地面積及び作付面積から除いてください）

地権者（権原を有する者）（注8）住所地・氏名	畑地化（注9）	高収益作物のみ（注10）	畑地化促進事業（R7補正）該当（注11）	畑地化促進助成（R8当初）該当（注12）	水田農業高収益化推進計画該当（注13）	高収益作物定着促進支援開始年（注14）	うち加工・業務用（注15）	畑作物定着促進支援開始年（注16）	定着促進支援既に5年分交付済み（注17）	畑作物産地事業（R7補正）対象（注18）	コメ新市場開拓事業対象（注19）	多収品種加算対象（注20）	別途実施事業該当（注21）
										○			
	R8	○	○			R8	○						
	R5							R5	○				
	R4	○			○	R4	○						
											○		
											○	○	

【多収品種、品種名】
区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種を用いる場合は「１」、それ以外の場合は「２」と記入してください。また、「１」の場合は「品種名」欄に品種名も記入してください。

【自家消費該当】
出荷・販売を一切行っていない場合は「○」を付けてください。

【畑作物産地事業（Ｒ７補正）対象】
畑作物産地形成促進事業に取り組む場合は「○」を付けてください。

【コメ新市場開拓事業対象】
コメ新市場開拓等促進事業に取り組む場合は「○」を付けてください。

【多収品種加算対象】
多収品種の作付に取り組む場合は「○」を付けてください。

【畑地化】
畑地化に取り組む場合は対象年度を記入してください。

【高収益作物のみ】
畑地化の取組後、５年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は「○」を付けてください。

【畑地化促進事業（Ｒ７補正）該当】
畑地化促進事業（Ｒ７補正）に取り組む場合は「○」を付けてください。

【水田農業高収益化推進計画】
水田農業高収益化推進計画に位置づけられている作物を作付けする場合は「○」を付けてください。

【高収益作物定着促進支援開始年】
高収益作物定着促進支援の対象ほ場は支援開始年を記入してください。

【うち加工・業務用】
加工・業務用の野菜・果樹で高収益作物定着促進支援に取り組む場合は「○」を付けてください。

【畑作物定着促進支援開始年】
畑作物定着促進支援の対象ほ場は支援開始年を記入してください。

【定着促進支援既に５年分交付済み】
前年度までに、既に一括交付により５年分の交付を受けている場合は「○」を付けてください。

なお、令和４年度以前から高収益作物定着促進支援の取組を開始した方が輪作に取り組む場合は、備考欄に「輪作」と記入してください。

（４）交付申請書に添付して提出する書類

①　交付対象者であることが確認できる書類

- 　認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- 　認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- 　特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- 　集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し、総会資料の写し（決算書類等）等）

②　その他（以下に該当する方は、書類の提出が必要です）

- 　初めて交付金の申請をする方、交付金の振込口座を変更される方は、**振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類**
- 　ブロックローテーション等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、**経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状（様式第３号）**

注１：　前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます（新規・変更がある場合は提出が必要です。）。

注２：　交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

（５）交付申請の重要性について

①　申請主義

◆ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができないということです。

◆原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ないことになります。

◆権利がある場合にその権利を行使するかしないかは本人の自由です。

↓

　経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることをご確認した上で農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。

②　提出期限の遵守

　経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。

　提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまいます。

　決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができない場合がありますので、提出期日は必ずお守りください。

（６）環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これに伴い、経営所得安定対策等においても、みどりチェックで使用するチェックシートに準じる形で「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の見直しを行いました。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の内容を良くご覧になり、過去１年間の農業生産で各取組を実践した方は、以下の点検シートと交付申請書（様式第１号Ａ）のチェック欄にチェックを付け、取組状況を報告してください。各取組を実践していない方は、交付金を受け取ることが出来ませんので必ず実践しましょう。

様式第１号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1　土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2　適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3　効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4　廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5　エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6　新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7　生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8　安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

✔　過去１年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

①　農業者自らが実施状況を点検してください。
②　都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

・以下の様式には「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各取組項目の解説を記載していますので、必ずご覧ください。
・各取組の内容は、決して難しいものではなく、日頃の営農の中で意識すれば取り組める内容となっています。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践が要件化されることとなりました（みどりチェック）。
経営所得安定対策等交付金に申請する場合についてもチェックが必要となります。

1　土づくりの励行
堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2　適切で効果的・効率的な施肥
作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3　効果的・効率的で適正な防除
病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせて実施するよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。
また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4　廃棄物の抑制と適正な処理・利用
農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。
また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5　エネルギーの節減
不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6　新たな知見・情報の収集
みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7　生産に係る情報の保存
肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8　安全な農作業の実施
農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

・点検シートは、過去１年間の農業生産において、１～８の取組を全て実践したことを確認した上で、チェックを付けて大切に保管しておいてください。後日、確認させていただく場合があります。
・全て実践した方は、様式第１号Ａ（本紙34ページを参照）の「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックを付けて地域農業再生協議会等に提出してください。
・申請年度の農業生産においても、１～８の取組を全て実践してください。

12 交付金の交付スケジュール

（１）交付金に関するスケジュール（予定）

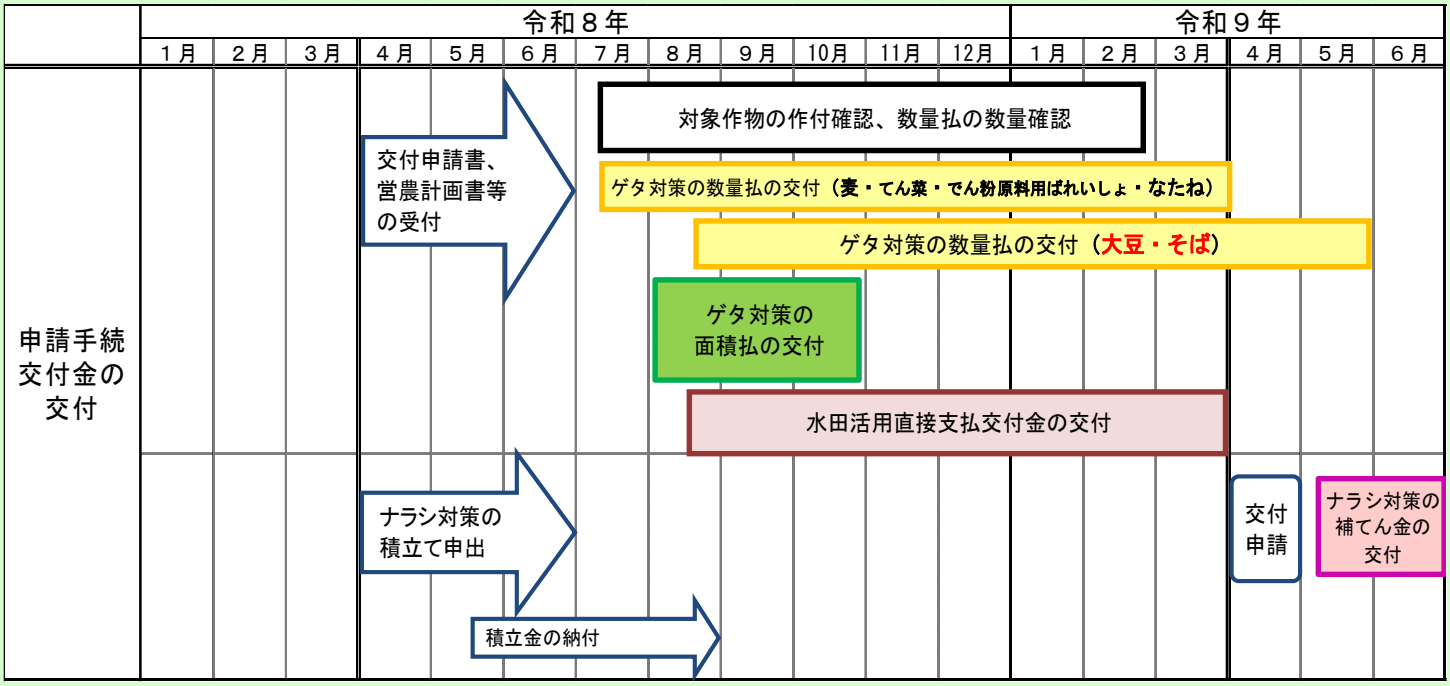

（２）交付申請書･営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、６月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。（加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、８月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。）

ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、８月31日までに積立金を納付することになります。

（３）交付金の交付時期（予定）

①	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）			
	ア　面積払	：生産年	８月	～　10月頃
	イ　数量払	：生産年	７月	～生産年翌年５月頃
②	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	：生産年翌年５月		～　６月頃
③	水田活用直接支払交付金	：生産年	８月	～生産年翌年３月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。ゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は４月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、３月５日までに申請してください。

（４）交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

13 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

税制特例の内容

○ 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

○ さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

（例） ３年間積み立てて、４年目に農用地等を取得した場合

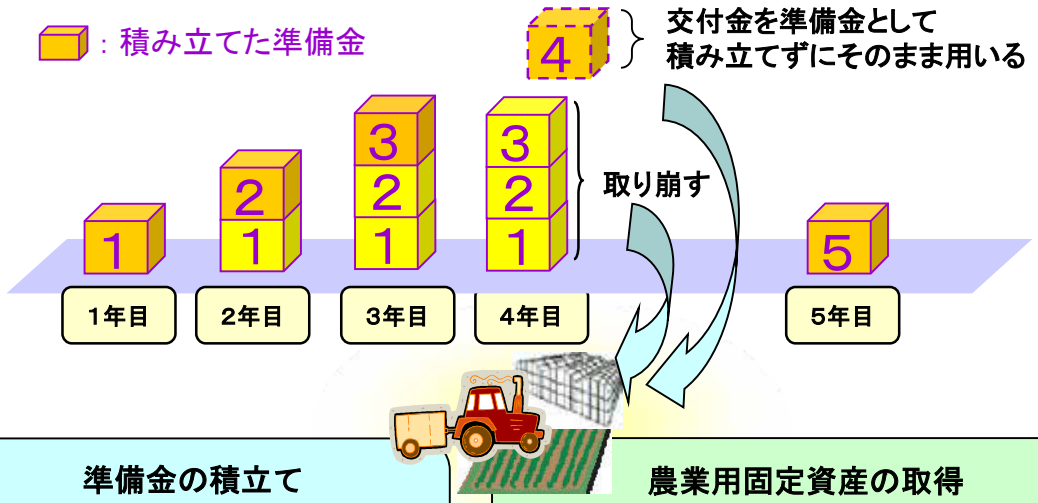

準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

① 個人は必要経費算入
② 法人は損金算入

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

① 準備金取崩額
② その年に受領した交付金の額

対　象　者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**に位置付けられた**農業を担う者**が対象です。

対　象　資　産

○ **農用地**
- 積立時：地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象。
- 取得時：地域計画に準備金活用者が利用するものとして定められている農用地が対象。

○ **農業用の機械・施設等**
（取得価額30万円以上のものに限る）
- 機械及び装置　・器具及び備品
- 建物及びその附属設備　・構築物　・ソフトウエア

対　象　交　付　金

○ **経営所得安定対策の交付金（ゲタ・ナラシ）**

○ **水田活用直接支払交付金**
- 水田活用の直接支払交付金＊
- 畑地化促進事業（Ｒ７補正）＊
- 畑作物産地形成促進事業（Ｒ７補正）
- コメ新市場開拓等促進事業（Ｒ８当初）

注：＊印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です（パソコン等から印刷した証明書も、確定申告書の添付資料として活用できます。）。

証明書の申請手続については、**電子申請（eMAFF）による手続きも可能**です。お気軽に**地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。**

Ⅱ 収入保険・農業共済等の概要

1 収入保険

全ての農産物を対象に、**自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します。

【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

※　保険期間開始前に加入申請を行います。

※　保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。

※　収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

※　ゲタ対策については、同時に加入できます。

【保険期間】

税の収入算定期間と同じです。

個人：１月～12月　法人：事業年度の１年間

（1）補塡の仕組み

○　保険期間の収入（農産物の販売収入）が**基準収入の９割を下回った場合に、下回った額の９割を上限として補塡**します。

※　補塡方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※　基準収入は、農業者ごとの過去５年間の平均収入（５中５）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※　毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。

※　農産物の販売収入には、精米、仕上茶等の簡易な加工品の販売収入も含めます。

※　肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補塡方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※５年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ

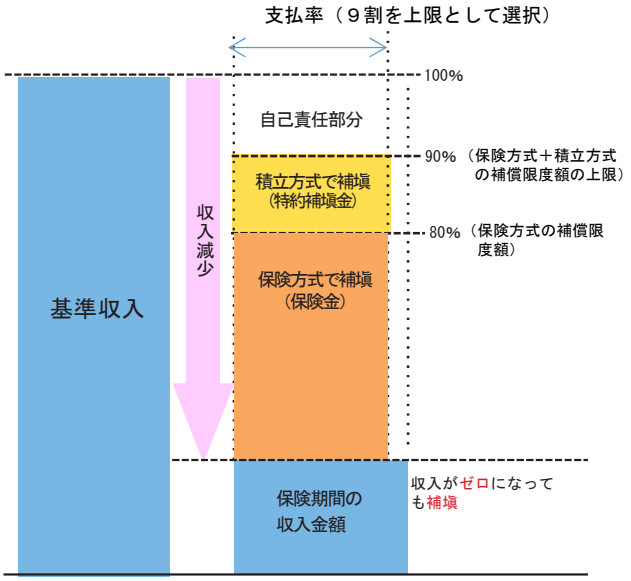

保険方式補償充実タイプ

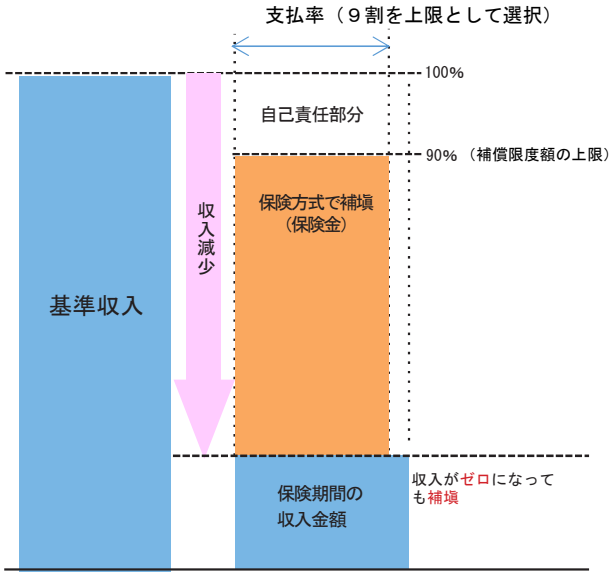

【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ（保険方式80%＋積立方式10%、支払率90%）		保険方式補償充実タイプ（保険方式90%、支払率90%）	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	―
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	**35.5万円**	**合計**	**25.2万円**

※　保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
※　保険料は掛捨てになります。積立金は補塡に使われなければ、翌年に持ち越します。
※　保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
※　保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
※　補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

（２）付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※　インターネット申請のみの場合　：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
※　自動継続特約のみの場合　　：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

（３）無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補塡金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**に自然災害や価格低下等により、**補塡金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

＜加入・支払等手続のスケジュール＞

※ 保険期間が令和８年１月～12月の場合のイメージです。
※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の１年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

令和７年		令和８年	令和９年
	12月末まで	１月～12月 （税の収入の算定期間）	確定申告後（３～６月）
加入申請	保険料・積立金・付加保険料（事務費）の納付	保険期間	保険金・特約補塡金の請求・支払

※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
（最終の納付期限は保険期間の８月末）

※保険期間中であっても、
つなぎ融資を利用できます。

収入保険に関心のある方は、**全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合まで**お問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】
http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html （全国農業共済組合連合会ホームページ）

▶ 収入保険 NOSAI 検索

（ホームページ） （Facebook）

2 農業共済

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済**と**畑作物共済**があります。（このほか、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があります。）

【対象品目】

農作物共済　**水稲、陸稲、麦**

畑作物共済　**ばれいしょ、大豆、てん菜、そば**（このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶（一番茶）、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。）

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまで

補償内容

○　以下のメニューから、農業者が選択できます（品目ごとに選択できるメニューが異なります）。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割（そばは8割）を下回った場合	JA等の出荷資料や税務申告の帳簿による収穫量（又は生産金額）
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が9割を下回った場合	
地域インデックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量

○　水稲、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

○　危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

試算例（10a当たり）	水稲（全相殺方式）	麦（災害収入共済方式）	大豆（全相殺方式）
農業者が支払う共済掛金（一筆半損特約を付加した場合の掛金）	409円（419円）	1,403円（1,458円）	1,534円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	3.8万円	2.9万円	2.2万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	8.6万円	6.6万円	5.0万円

※掛金の原則50%（ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%）を国が補助します。
上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○　**収穫後の自然災害等への備えとして！**

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険（詳細は42～44ページを参照）

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等

農業共済について、詳しいことは、
下記ＵＲＬから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合（NOSAI）連絡先一覧】
http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html（農林水産省ホームページ）

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすくなるよう、**「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」**と**「農業版BCP（事業継続計画書）」**を作成しています。チェックリストには**「リスクマネジメント編」**と**「事業継続編」**の２種類があり、「事業継続編」の項目ごとに必要な内容を記載すると、**簡易的な農業版BCP**が作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ **チェックリスト「リスクマネジメント編」**

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

（項目の例）

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ **チェックリスト「事業継続編」**

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

（項目の例）

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

② 農業版ＢＣＰの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも**年に1回は見直し**を行い、備えが十分か確認しましょう。

BCP（**事業継続計画**）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段等を**あらかじめ取り決めておく**計画のことです。
BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを**「見える化」**することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。

チェックリスト、農業版ＢＣＰは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省　事業継続計画ＢＣＰ】
https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html（農林水産省ホームページ）

▶ 農業版BCP　農水省　検索

Ⅲ 需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するか等を自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

（１）米政策の基本的な考え方

○　平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。

○　農林水産省としては、

①　事前契約・複数年契約による安定取引の推進
②　麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米等の、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
③　都道府県農業再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
④　主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援

等により、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

（２）全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和７年10月31日公表）

○　令和８/９年の需給見通し（令和７年10月）では、令和８年産の主食用米等生産量は、令和８/９年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トン（精米ベースで630万精米トンから637万精米トン）と設定しています。

令和７/８年及び令和８/９年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和７/８年	令和7年6月末民間在庫量	A	155	138
	令和7年産主食用米等生産量	B＝C＋D	748	662～670
	うち生産者ふるい目幅以上	C	715	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	32	
	令和7/8年政府備蓄米供給量	E	23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	F＝A＋B＋E	926	822～829
	令和7/8年主食用米等需要量	G	697～711	624～631
	令和8年6月末民間在庫量	H＝F－G	215～229	191～205

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和８/９年	令和8年6月末民間在庫量	H	215～229	191～205
	令和8年産主食用米等生産量	I	711	630～637
	令和8/9年主食用米等供給量計	J＝H＋I	926～939	821～841
	令和8/9年主食用米等需要量	K	694～711	622～630
	令和9年6月末民間在庫量	L＝J－K	215～245	191～220

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
※１：事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和８年産主食用米等生産量」には含まれていない。
※２：政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。
※３：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、ＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和６/７年：約４万実トン）による輸入米は含まれない。
※４：需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の把握に努め、必要に応じて柔軟に対応。

【参考】
相対取引価格と民間在庫量の推移

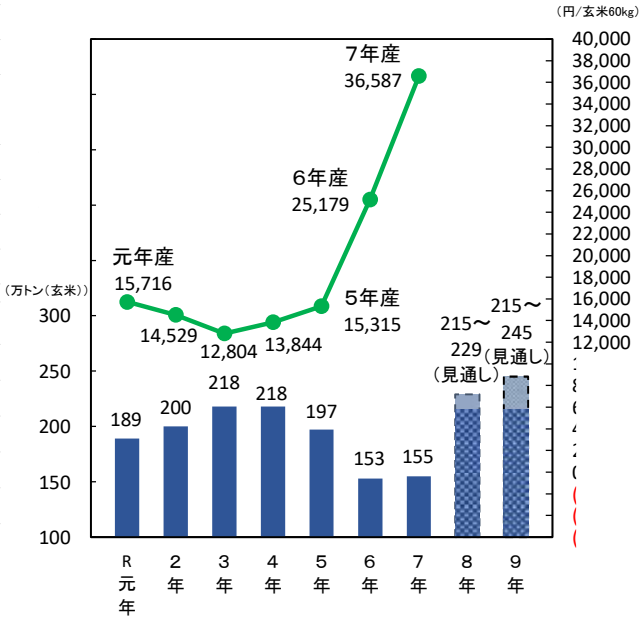

注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（７年産は令和７年12月の速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

（３）事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です！

○　主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
○　こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね

消費者が求めるニーズをつかみましょう！

○　主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ

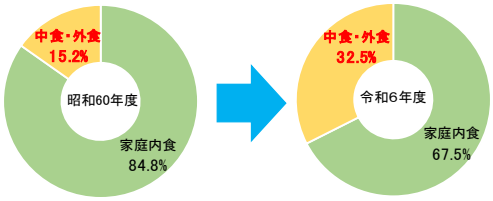

消費者が精米購入時に重視するポイント（例）

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬等こだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

○　多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です！

産地	卸売業者・実需者
生産する米を確実に販売し生産者の経営安定を図りたい	多様なニーズに対応できる米を安定的に調達、消費者に提供・販売したい

全国の事前契約（播種前契約）取組状況

○　事前契約（播種前契約）の割合は、令和７年産で21%、うち実需者と結びついた契約の割合は５%となっています。

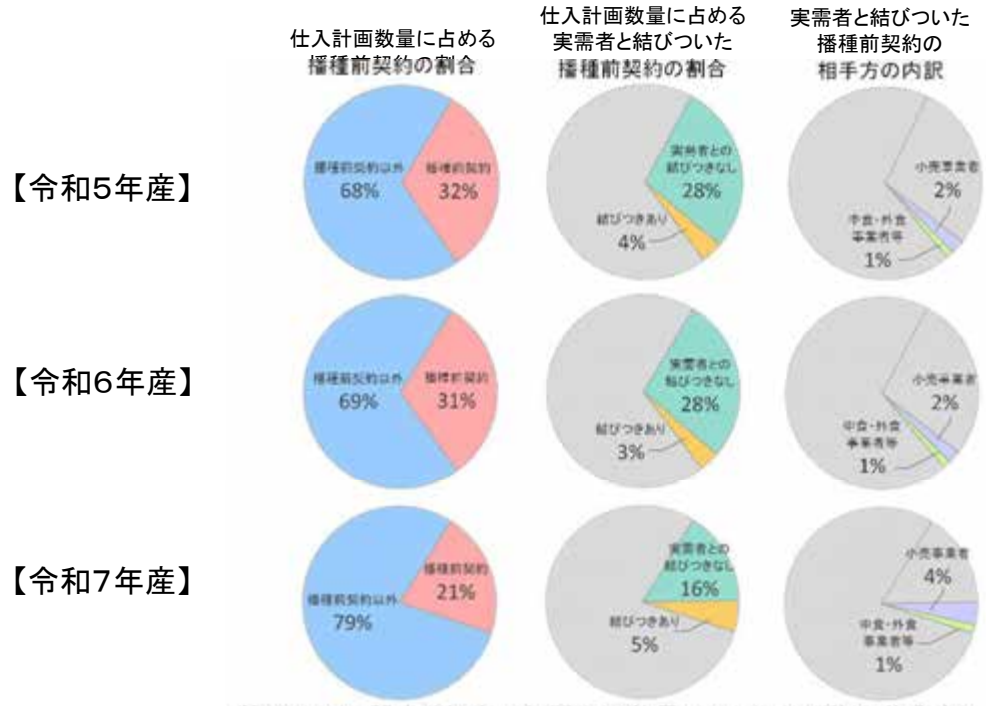

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（年間取引数量500ﾄﾝ以上の集出荷業者）

（４）需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

○　各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた**「米に関するマンスリーレポート」を毎月中旬に発行**しています。

「米に関するマンスリーレポート」目次

■　特集記事
1　米の民間在庫情報
2　米の価格情報
3　米の契約・販売情報
4　消費の動向
5　輸出入の動向
6　主食用米以外の情報

○ 相対取引価格・数量

全国120産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	5年産米 令和5年10月 価格 ①	5年産米 令和5年10月 数量 ②	月別価格 5年産米（5年9月） ③	月別価格 対前月比 ①/③	月別価格 対前年同月比 ①/④	月別価格 4年産米（4年10月） ④	年産平均価格 5年産米 出回り～5年10月 ⑤	年産平均価格 4年産米 出回り～5年10月 ⑥	年産平均価格 対前年比 ⑤/⑥
北海道	ななつぼし	15,520	15,860	15,336	101%	114%	13,628	15,472	14,058	110%
北海道	ゆめぴりか	16,873	7,401	16,890	100%	108%	15,690	16,878	15,451	109%
北海道	きらら397	14,933	1,427	－	－	113%	13,229	14,917	13,520	110%
青森	まっしぐら	14,241	4,397	13,665	104%	112%	12,731	14,022	12,743	110%
青森	つがるロマン	15,042	332	15,003	100%	117%	12,841	15,013	12,986	116%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

		5年7月	8月	9月	10月
北海道	出荷＋販売段階	126.6	91.0	180.6	259.1
	5年産米			112.0	196.8
	1年古米（4年産）	112.6	79.8	60.4	55.5
	出荷段階	96.4	66.9	144.5	198.6
	5年産米			92.1	159.6
	1年古米（4年産）	87.0	59.5	47.1	35.1
	販売段階	30.2	24.1	36.1	60.5
	5年産米			19.9	37.2
	1年古米（4年産）	25.7	20.3	13.3	20.4

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

	5年7月	8月	9月	10月
小売事業者向け	102%	104%	103%	105%
（※令和元年との比較）	(99%)	(107%)	(100%)	(102%)
中食・外食事業者等向け	107%	106%	105%	105%
（※令和元年との比較）	(97%)	(97%)	(102%)	(100%)
販売数量計	104%	105%	104%	105%
（※令和元年との比較）	(98%)	(102%)	(101%)	(101%)

販売価格の動向（前年同月比）

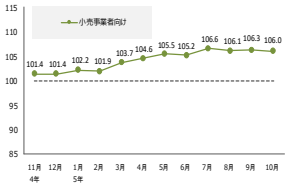

（５）米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

○　需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や海外用等他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。

全国事業

・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援（定額）

・新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約を支援（定額、1/2以内）

・海外業務用需要等の新たな市場開拓を支援（定額）

産地事業

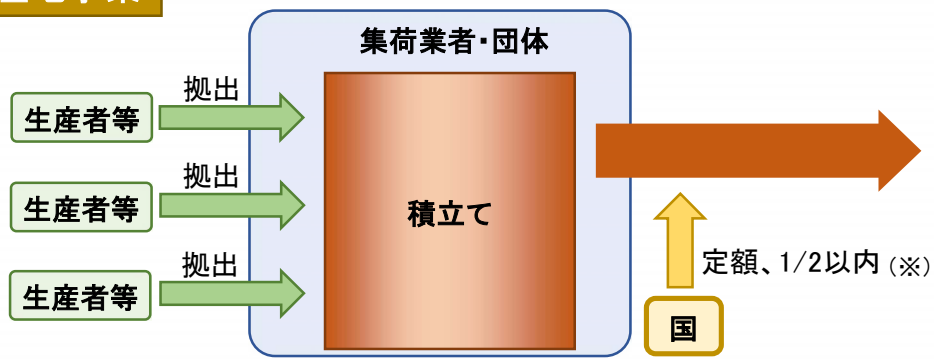

産地自らの自主的な取組

主食用米の
① 周年安定供給のための長期計画的な販売
② 海外向けの販売促進等
③ 業務用向け等の販売促進等
④ 非主食用への販売
（※）値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

（６）米の輸出拡大を支援

○　米の国内需要は減少傾向にある中、米食文化のある国・地域を中心に日系の小売・外食店等に対する販路開拓により、これまで順調に米の輸出が拡大してきました。

○　更なる海外需要の開拓が必要ですが、そのためには、米食文化のない国・地域における需要開拓や非日系市場の商流開拓、需要に応えるための供給体制が課題となっています。

●世界の日本食レストラン数（2025年）

○　このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、米等の輸出は増加してきました。日本産米を取り扱う日本食チェーン店も増加傾向にあります。

●米の輸出実績

●日本産米を使用している外食チェーンの例

株式会社FOOD&LIFE COMPANIES

株式会社プレナス

○　米・米加工品の輸出では、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が会員である輸出事業者や産地とともにオールジャパンでの需要開拓等を担ってきました。

○　令和４年12月５日付けで、全米輸は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）に基づき、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体として認定を受けました。

○　全米輸では、引き続き、オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、商談会の開催等、業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開し、また、輸出に関心のある方々への専門家による相談・サポートを行っています。

●認定品目団体認定式の様子

●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

○ 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメの輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。

○ 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げてコメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。

輸出事業者による取組事例： 「おにぎり」による日本産米PR

アメリカで「おにぎり」を活用した市場開拓、販路拡大を目指したプロモーションを実施。

イベント会場に炊飯器を持ち込み、その場で「おにぎり」を調理し提供。同時に来場者に対して消費者として重視する事項をヒアリング。併せて、ECサイトのQRコードを作成し、チラシにも記載することで精米販売にも対応。

プロモーションの実施等より、日本産米への関心が高まり、日本産米の輸出開始に繋がった。

主な米の輸出産地： みやぎ登米農業協同組合

「コメ新市場開拓等促進事業」も活用して、つきあかり等の多収性品種の導入と併せて、耕畜連携による堆肥の有効活用を図り低コスト生産を推進している。

R7年度の目標として掲げていた3,000トンをR3年度に達成した。

令和6年の生産量は3,878トンで、香港、米国、シンガポール等に輸出している。

●輸出用米の生産量

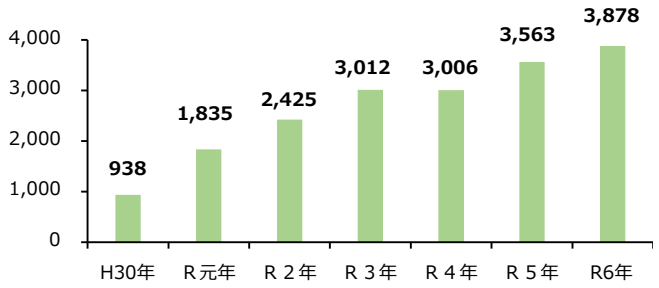

Ⅳ 本対策等交付金交付業務のデジタル化

1 経安申請システムによる業務の効率化

（1）経安申請システム（BAMS）の概要及び導入のメリット

令和8年4月から、経営所得安定対策等については、新たに**地域農業再生協議会（以下、協議会という。）と県拠点の業務効率化**を目的とした**経安申請システム（通称：BAMS（バムス）※）を提供**します。（※Benefit Application Management Systemの略）

このBAMSでは、業務効率化に向けて十分なセキュリティ環境下で、**データチェック機能、ワークフロー機能（審査、承認、差戻）、コミュニケーション機能（チャット、メール通知）**等を新たに導入します。

BAMS導入のメリットは以下の通りです。

☑1．業務の効率化及び誤入力防止

（1）担当者の確認作業の負担を軽減

BAMSでは、**前年度の申請情報を活用し、入力を簡素化する**することが出来ます。加えて、**前年度と今年度の申請情報の違い（差分チェック機能）等、データチェック**が行えます。また、その結果、申請内容に関する確認が生じた場合でも、**チャット機能等**により、協議会と県拠点で申請情報を**容易に確認**することが可能になります。

（これまで行っていた協議会と県拠点間でのExcelファイルのやりとりが不要となります）

（2）人事異動時の引継ぎを確実に

BAMSでは、過去の申請データや県拠点との調整の経緯等が**一元的**に**管理**されます。このため、人事異動で引継ぎなどがあった場合でも他の担当者の方がBAMS内で申請データや過去の経緯などを確認することができます。

（3）メールで行っていたやりとりをBAMSに集約

BAMSでは、協議会が申請データを登録すると県拠点に**通知**が届きます。

これにより、協議会と県拠点間での**メールでのやりとりが不要**となり、これまで必要だった個人間でのファイル送受信のための**パスワード設定**などの**付帯作業も不要**となります。

☑2．セキュリティ対策の強化

（1）アクセスを制限

BAMSは、インターネット上の**クラウドサービス**として構築しますが、**特定のユーザー**（協議会および農林水産省職員）**のみがアクセス**できるよう、以下のセキュリティ対策を講じます。

- アクセス制限　IPアドレス（機器を識別するための番号）による制限
- 多要素認証　インターネットから接続する場合、**メールアドレス**に届く**一時的パスワード**を確認してログイン

（2）メール不使用による誤送信防止

BAMS内でデータを提出することができるため、メールの誤送信といったことが無くなり、**セキュリティリスクが低減されます。**

（２）経安申請システム（BAMS）による事務手続きの流れ

BAMSは、以下のいずれかの方法でご利用いただくことを想定しています。
※協議会の担当者の方には、**前年度の申請情報と今年度の申請情報の違い（差分）のみを**BAMSにご入力いただきます。

①BAMSのみ利用する協議会

✓ 農業者から受領した申請書等を協議会がBAMSにデータ入力
✓ 協議会がBAMSに登録したデータを、県拠点がBAMS上で確認

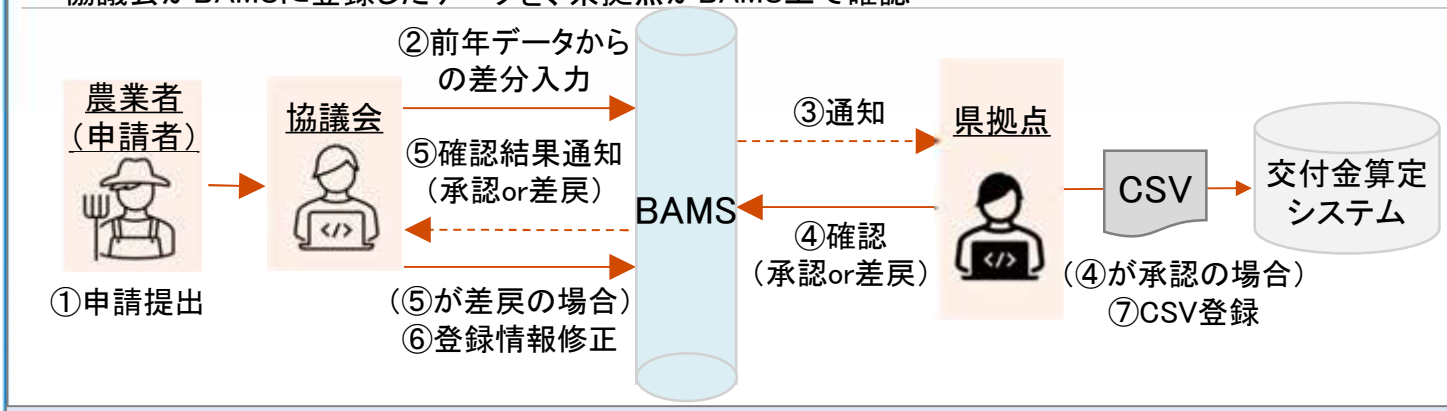

②協議会システムと併用する協議会

✓ 農業者から受領した申請書等を協議会が協議会システムにデータ入力し、CSVを出力
✓ 協議会がCSVをBAMSに登録し、県拠点がBAMS上で確認

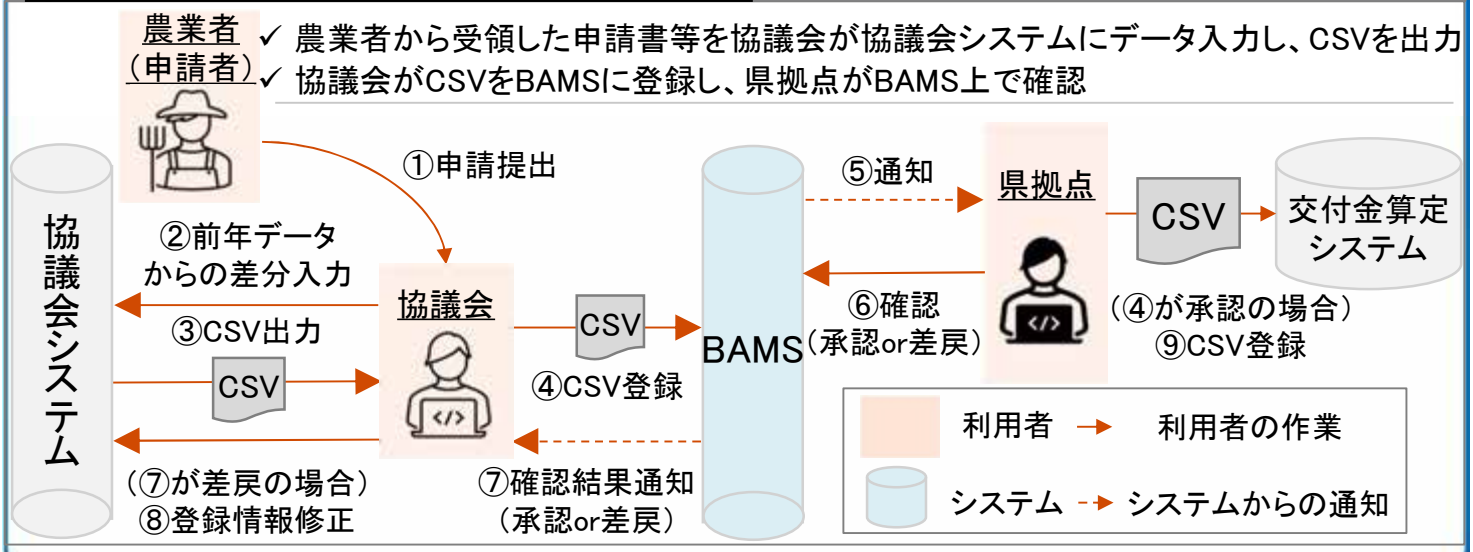

（３）本対策のeMAFF（オンライン申請）利用停止のお知らせ

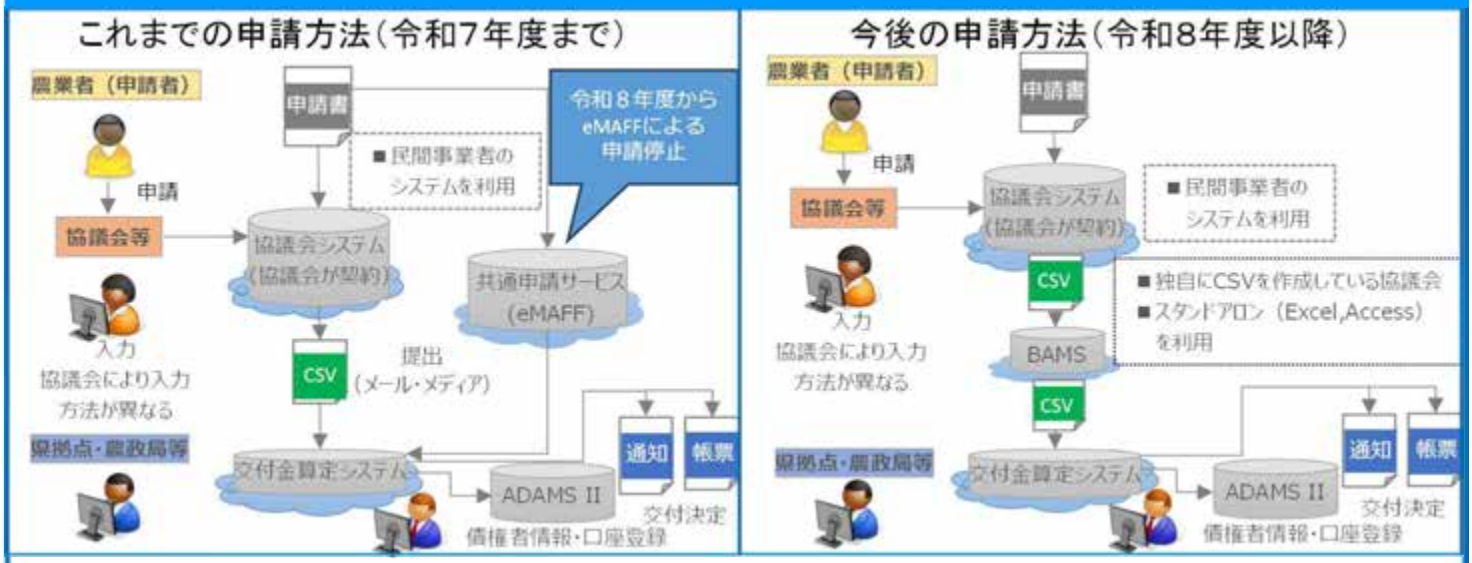

- eMAFFが新たなシステムに切り替わることとなったことに伴い、**令和8年4月以降、経営所得安定対策等に係るeMAFFからの申請利用を停止します。今後の申請につきましては、申請書を用いて協議会等へご提出いただきますようお願い申し上げます。**
- 申請方法に関するご不明点やご相談は、最寄りの**協議会等**へお問い合わせください。

2　交付対象作物の現地確認業務の効率化

農林水産省では、現場段階における本対策に係る業務の効率化にも積極的に取り組みます！

本対策交付金を交付するためには、農業者の皆様から申請されたほ場について、交付対象作物の生産が適切になされているか等を地域農業再生協議会において確認（現地確認）する必要があります。

この現地確認業務は、夏場の暑い時期に多くの人員を要して実施されてきており、地域農業再生協議会の皆様の大きな負担となっていたため、地域からの要望も踏まえ、要綱を改正するとともに、経費面においても支援させていただいているところです。

本ページでは、**国全体のデジタル化の動きや地域農業再生協議会における衛星画像等を利用した現地確認の事例**を紹介します。

（１）デジタル技術活用に向けた取組

①　政府の取組　～アナログ規制の見直し～

○　政府では、生産性の向上・人手不足の解消等を図っていく観点から、**人の目による確認や現地での調査といった、アナログ的な手法を前提とする古い法令等を見直す取組**を進め、その結果、**様々な業務でデジタルの活用が可能になりました**。

②　農林水産省における要綱の見直し

農林水産省　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（抜粋）

第３　事業の内容

経営所得安定対策等推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、次に掲げる取組です。

１　（略）

２　地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）

（１）～（３）（略）

（４）対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積・生産数量等の確認事務（衛星画像、ドローン等を利用した確認を含む現地確認等）

改正後追加

要綱の見直しを行い、作付確認に衛星データを活用できることを明確化

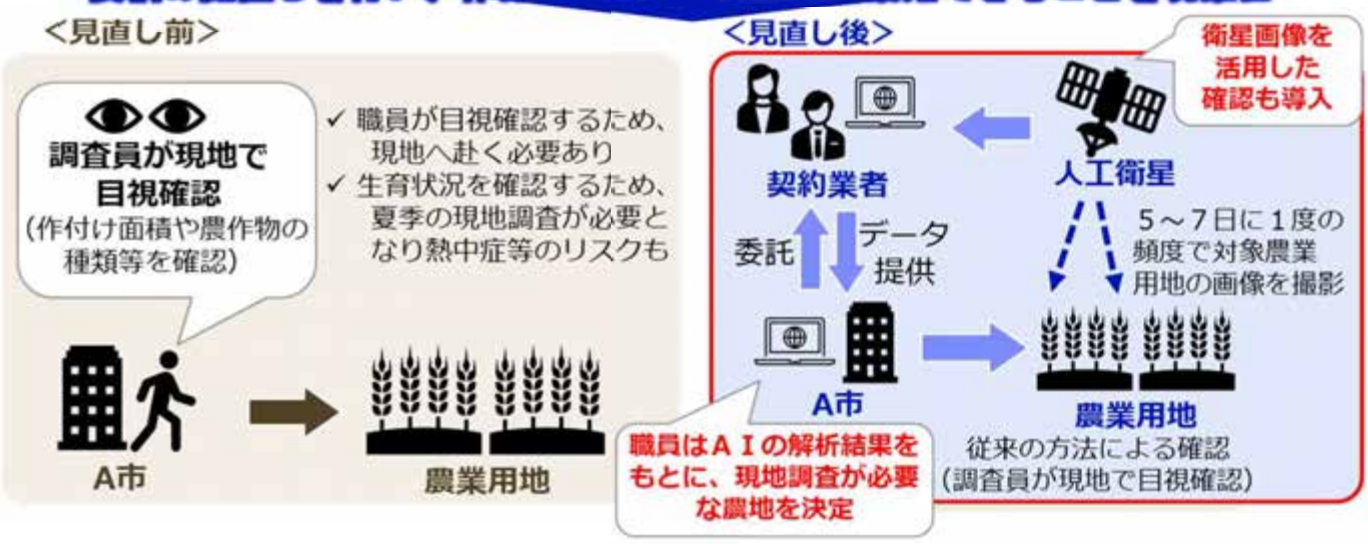

（２）農作物の作付確認への衛星画像活用事例

① 福島県南相馬市の事例

○ 南相馬市では、目視による現地確認を前提としていた農作物の作付面積等の確認について、先述の国の見直しを受けて、**作付確認に衛星データやAIを活用**することとしました。

➢ その結果、現地確認の回数・対象面積が減少し、**調査員の負担軽減・業務効率化に寄与**したとのことです。

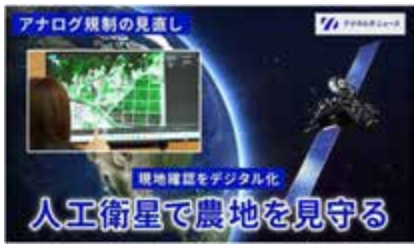

▲▼ 南相馬市の取組はデジタル庁ニュースで分かりやすく紹介しています。

https://www.youtube.com/watch?v=g_g_tAaOnyO

動画はこちらからも確認できます▶

衛星画像導入に伴う効果（人員・時間）

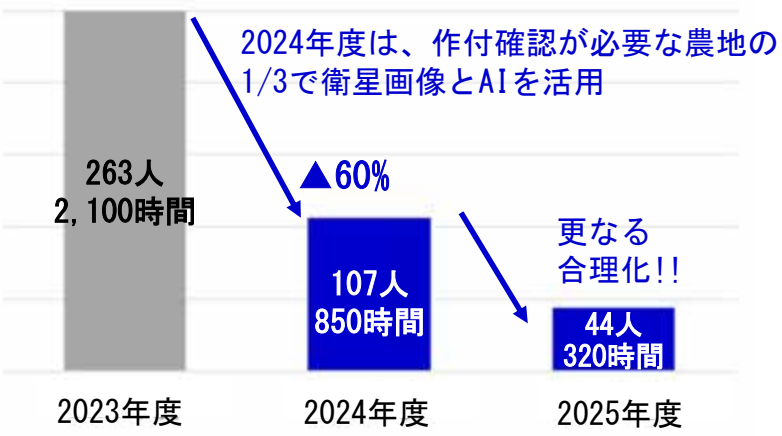

○ 南相馬市では令和７年度に、作付確認対象面積（約1,700ha）のうち８割に当たる約1,400haにおいて衛星画像やAIを活用することで、作業効率を大幅に合理化しています。

○ 夏場、現地調査に行かなくてよくなり、市役所職員だけでなく、農業者の皆様にとってもメリットが実感できたとのことです。

② 他の地方公共団体事例

○ 高知県や茨城県においては、県が県下市町村に呼びかけ、複数の市町において衛星画像活用の実証を行っています。

○ 青森県大鰐町や岩手県八幡平市（実証中）においても、作付確認に衛星画像を導入し、大鰐町では右図のような効果が生まれています。

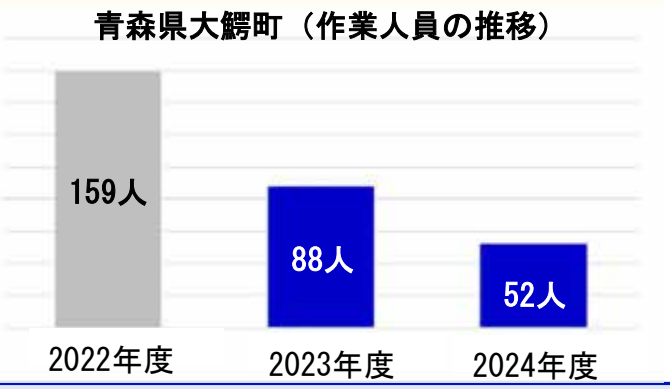

③ 技術カタログ

○ デジタル庁では、技術保有機関からの応募により、アナログ規制の見直しに活用し得る、具体的な製品・サービス情報を整理した技術カタログを提供しています。

➡デジタル庁ホームページ（技術カタログ） こちらからもご覧になれます▶

上記以外にも、農林水産省ＨＰ（現地確認の効率化事例）で現地確認の効率化の事例を紹介しています。

こちらからもご覧になれます▶

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	担い手育成課（札幌地域拠点管内）	011-330-8809
	担い手育成課（函館地域拠点管内）	011-330-8809
	担い手育成課（釧路地域拠点管内）	011-330-8809
	担い手育成課（北見地域拠点管内）	011-330-8809
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	生産部地域担当チーム（埼玉県内、東京都内、静岡県内）	048-740-0467
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5212
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県拠点地方参事官室	096-300-9502
	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄総合事務局農林水産部経営課		098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課　経営安定対策室（Tel：03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談　フリーダイヤル 0120－38（サア）－3786（ミナハイロー）

受付時間：平日9:00～17:00　自動的にお住まいの地方農政局等につながります。

ご注意：携帯電話、ＰＨＳ、公衆電話及びＩＰ電話等一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはおつなぎできませんので、お手数ですが番号の前に「１８６」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）までお気軽にご連絡ください。

※　経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ 経営所得安定対策　検索